

県都『あきた』改革プラン (第5次秋田市行政改革大綱)

実施計画

～ 市民とともにつくる新しい秋田 ～

平成26年3月改訂

秋田市

目 次

県都『あきた』改革プラン実施計画取組一覧	2
----------------------	---

I 公共サービスの改革

1 新しい公共の推進	10
2 行政サービスの向上	22
3 公共施設の利活用	33
4 受益と負担の適正化	45

II 財政運営の改革

1 財政基盤の確立	47
2 歳入の確保	55
3 歳出の見直し	67

III 組織・執行体制の改革

1 組織体制の見直し	73
2 危機管理の強化	81
3 人事制度の見直しと職員の資質向上	85
4 電子自治体の推進	88
5 地方公営企業等の改革	91

県都『あきた』改革プラン実施計画取組一覧（全130項目）

改革の視点	改革の分類	改革の項目	改革の取組
I 公共サービスの改革 (67項目)	1 新しい公共の推進 (21項目)	(1) 市民協働の推進	① 市民協働によるまちづくりの推進
			② 市民協働による新たな支援策の実施
			③ 道路除排雪対象路線の見直しと地域支援策の検討
			④ 地域における自殺対策力の強化
			⑤ 市民協働による地域活動の活性化
		(2) 地域活動に対する支援のあり方の検討	① 町内会等に対する新たな支援策の実施
		(3) 指定管理者制度の活用	① 指定管理者制度の導入(市民サービスセンター)
			② 指定管理者制度の導入(屋内体育施設)
			③ 指定管理者制度の導入(コミュニティセンター)
			④ モニタリング体制の充実
		(4) アウトソーシング等の活用	① 公園管理事務所への民間活力の導入
			② 学校給食における調理業務民間委託の推進
			③ 市営住宅管理業務の民間との役割分担の見直し
		(5) 公立保育所の民間移行	① 公立保育所の民間移行(川尻保育所)
	② 公立保育所の民間移行(港北保育所)		
	③ 公立保育所の民間移行(手形第一保育所、保戸野保育所、牛島保育所)		
	④ 公立保育所の民間移行(その他の保育所(27年度移行分))(泉保育所、土崎保育所、川口保育所)		
	⑤ 公立保育所の民間移行(その他の保育所(28年度移行分))(寺内保育所)		
	⑥ 公立保育所の民間移行(その他の保育所(28年度移行分))(河辺・雄和地域の保育所)		
	⑦ 公立保育所の民間移行(その他の保育所(29年度移行分))(河辺・雄和地域の保育所)		
	(6) 老人福祉施設のあり方の見直し	① 公設老人デイサービスセンターのあり方の見直し	
	2 行政サービスの向上 (19項目)	(1) 窓口サービスの改善とあり方の検討	① 相談窓口へのパーティションおよび個室の設置
			② フロア案内人の配置
			③ 総合窓口機能の導入
			④ 接遇研修の強化
			⑤ 窓口対応マニュアルの作成および見直し
		(2) 市民の利便性の向上	① 自動交付機の増設
② 「あきた市民カード」の普及			
③ 申請書の簡略化			
④ コールセンター機能の導入可能性の検討			
(3) 意見・要望・苦情等対応マニュアルの作成		① 共通マニュアルの作成	
(4) 入札制度の改善		① 総合評価落札方式の導入	
		② 格付基準の改正	
		③ 業務委託に対する最低制限価格制度の導入	
		④ 公契約制度の導入	
(5) 行政情報の提供		① 要綱等の審査・公表	
		② 公文書等の管理に関する例規等の整備	
		③ ファイリングシステムの導入	
(6) 市民意見の政策への反映		① 各課ホームページの情報更新頻度の増加	
		② 市長ふれあいトーク、対話集会、ワークショップ等による市民の意見を聴取する機会の充実	

年度別実施状況				所管課	掲載ページ	備考
H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6			
○			→	総務課、市民協働・地域分権推進課	10	
○			→	市民協働・地域分権推進課	11	
	→	○	→	道路維持課	11	
○			→	健康管理課	12	
○			→	市民協働・地域分権推進課	12	
○			→	生活総務課、市民協働・地域分権推進課	13	
○				市民協働・地域分権推進課	14	23年度で完了
(環境整備が終了次第、実施)				→	スポーツ振興課	
○			→	生活総務課	15	
→	○			総務課	16	24年度で完了
→	○	→		公園課	16	25年度で完了
→	○		→	学事課	17	
		→	○	住宅整備課	17	
○				子ども育成課	18	23年度で完了
	→	○		子ども育成課	18	25年度で完了
		→	○	子ども育成課	19	
			→	子ども育成課	19	
			→	子ども育成課	20	
			→	子ども育成課	20	
			→	子ども育成課	21	
	→	○	→	長寿福祉課	21	実施：H26→H25
○				生活総務課、管財課	22	23年度で完了
○				生活総務課ほか窓口業務を扱う課所室	22	23年度で完了
		→	○	市民課	23	
○				生活総務課	23	23年度で完了
○				生活総務課	24	23年度で完了
→	○		→	市民課	24	
○			→	市民課	25	
○			→	生活総務課ほか窓口業務を扱う課所室	25	
→	○			市民相談センター	26	24年度で完了
○				生活総務課、市民相談センター	26	23年度で完了
→	○		→	契約課	27	
○				契約課	27	23年度で完了
○				契約課	28	23年度で完了
	→	○	→	契約課	28	
○			→	文書法制課	29	
	→	○	→	文書法制課	29	
→	○		→	文書法制課	30	
○			→	情報統計課	31	
→	○		→	広報広聴課	32	

※年度別実施状況にかかる
表記の凡例
--▶ 検討／準備手続
○ 実施
→▶ 継続実施

改革の視点	改革の分類	改革の項目	改革の取組
	3 公共施設の利活用 (24項目)	(1) 合併引継施設のあり方の見直し	① 施設の見直し(ふれあい交流館かわべ駐車場の管理方法の見直し)
			② 施設の見直し(河辺農林漁業資料館の管理運営の見直し)
			③ 施設の廃止等(河辺戸島ふるさとセンターの譲渡)
			④ 施設の廃止等(雄和中の沢多目的研修集会施設の譲渡)
			⑤ 施設の廃止等(雄和農林漁家高齢者センターの廃止)
			⑥ 施設の廃止等(河辺畜産経営環境整備施設の譲渡)
			⑦ 施設の廃止等(雄和ふるさとセンターの休・廃止)
			⑧ 施設の廃止等(雄和山水荘の処分)
			⑨ 施設の廃止等(雄和糠塚地区民間資本活用施設用地の譲渡)
			⑩ 施設の廃止等(雄和休憩サービス施設の譲渡)
			⑪ 施設の廃止等(雄和サイクリングターミナルの譲渡)
			⑫ 施設の見直し(河辺岩見温泉のあり方の見直し)
		(2) 公共施設の維持管理の合理化・効率化	① 公共施設の一元管理に向けた取組
			② 太平山リゾート公園施設および太平山スキー場のあり方の検討
		(3) 住民活動施設のあり方の検討	① 市民サービスセンターの整備(北部地域、河辺地域、雄和地域)
	② 市民サービスセンターの整備(中央地域)		
	③ 市民サービスセンターの整備(東部地域)		
	④ 市民サービスセンターの整備(南部地域)		
	⑤ 地域センターのコミュニティセンター化		
	(4) 統廃合後の学校施設等未利用施設の利活用	① 統廃合後の学校施設の利活用指針策定	
		② 未利用施設にかかる利活用手法の構築および運用	
(5) 公共施設のサービス等改善による利用率向上	① 公共施設案内予約システムの利便性向上		
	② 文化施設における年間パスポートの発行		
	③ 秋田市民交流プラザの稼働率向上に向けたサービス等の改善		
4 受益と負担の適正化 (3項目)	(1) 受益と負担の適正化	① 施設使用料の見直し	
		② 事務手数料の見直し	
		③ 減免制度の見直し	

年度別実施状況				所管課	掲載ページ	備考
H23	H24	H25	H26			
○				河辺市民サービスセンター	33	23年度で完了
----->		○		文化振興室	33	25年度で完了
----->		----->	○	河辺市民サービスセンター	34	
----->	○			雄和市民サービスセンター	34	24年度で完了
----->	○			長寿福祉課	35	24年度で完了
----->	○			農林総務課	35	24年度で完了
○		----->		文化振興室	35	25年度で完了
----->		----->	○	農林総務課	36	
----->		----->	○	観光物産課	36	実施:H25→H26
----->	○			観光物産課	37	24年度で完了
	----->	----->	○	観光物産課	37	
----->		----->	○	観光物産課	38	
----->		○	----->	公共施設監査保全室	38	
----->	○			公園課	39	24年度で完了
○				市民協働・地域分権推進課	39	23年度で完了
----->	○	----->	----->	市民協働・地域分権推進課	40	
----->	○	----->	----->	市民協働・地域分権推進課	40	
----->	○	----->	----->	市民協働・地域分権推進課	41	
○			----->	生活総務課	41	
○				教育委員会総務課	42	23年度で完了
----->	○		----->	管財課ほか未利用施設を所管する課所室	42	
○				情報統計課	43	23年度で完了
----->	----->	○		文化振興室	43	25年度で完了
----->	○	----->	----->	秋田市民交流プラザ管理室	44	
----->	○	----->	----->	総務課ほか施設使用料を扱う課所室	45	
----->	○	----->	----->	財政課ほか事務手数料を扱う課所室	46	
----->	○	----->	----->	お客様センター	46	

改革の視点	改革の分類	改革の項目	改革の取組
Ⅱ 財政運営の改革 (28項目)	1 財政基盤の確立 (8項目)	(1) 中長期的な財政見通しに基づく財政運営の推進	① 中長期財政見通しの作成、公表
		(2) 公会計改革の推進	① 財務諸表の活用方法の検討
		(3) 基金のあり方の見直し	① 統合、廃止を含めた各基金のあり方の検証
		(4) 公債費の縮減	① 市債発行額の抑制(市債依存度10%以下へ抑制(臨時財政対策債を除く。))
			② 事業に応じた償還期間設定による償還額の平準化
		(5) 市出資団体の経営の健全化・合理化	① (財)秋田市総合振興公社と(財)雄和環境保全公社の統合に向けた取組
	② 市出資団体の経営の健全化・合理化		
	(6) 公益法人制度改革への対応	① 公益法人制度改革への適切な対応	
	2 歳入の確保 (12項目)	(1) 新規財源の開拓	① 広告料、貸付料などの新規財源の開拓
			(2) 適正な債権管理と未収金の解消
			② 目標収入(納)率の設定と取組の検証
			③ 収入(納)率向上(市税)
			④ 収入(納)率向上(国民健康保険税)
			⑤ 収入(納)率向上(公営住宅使用料)
			⑥ 収入(納)率向上(介護保険料)
			⑦ 収入(納)率向上(保育所保護費負担金)
			⑧ 収入(納)率向上(医療費患者自己負担分)
			⑨ 収入(納)率向上(水道料金、下水道使用料等)
	(3) 未利用資産等の活用	① 土地など未利用資産の売却および貸付	
		② 有価証券の処分	
	3 歳出の見直し (8項目)	(1) 効果的・効率的な行政経営の基盤となる事務事業評価の実施	① 事務事業評価の実施
		(2) 補助金の見直し	① 補助金の見直し
		(3) 繰出金の見直し	① 特別会計および企業会計を対象とした繰出金の積算の見直し
			② 随意契約の委託料削減
		(4) 委託料の見直し	① 随意契約から一般競争入札への切り替え
			② 随意契約の委託料削減
	(5) 職員給与等の見直し	① 特別職給料の削減	
		② 利用実態に応じた旅費の支給方法の見直し	
(6) 行政委員会の委員報酬の見直し	① 勤務実態に応じた支給形態(月額制・日額制)と支給額の改正		

年度別実施状況				所管課	掲載 ページ	備考
H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6			
○			▶	財政課	47	
		▶	○	財政課	48	
○	▶		▶	財政課	49	
○			▶	財政課	50	
○			▶	財政課	51	
		▶	○	総務課、環境総務課	52	
	▶	○	▶	総務課ほか市出資団体の所管課所室	53	
	▶	○	▶	総務課ほか各財団法人の所管課所室	54	25年度で完了
○			▶	財政課	55	
○			▶	特別滞納整理課	56	
○			▶	特別滞納整理課	57	
○			▶	納税課	58	
○			▶	国保年金課	59	
○			▶	住宅整備課	60	
○			▶	介護保険課	61	
○			▶	子ども育成課	62	
○			▶	医事課	63	
○			▶	お客様センター	64	
○			▶	管財課	65	
	▶	○		管財課	66	24年度で完了
○			▶	企画調整課	67	
○			▶	企画調整課、財政課	68	
○			▶	企画調整課、財政課	69	
○			▶	企画調整課、財政課	70	
○			▶	企画調整課、財政課	70	
○	▶			人事課	71	
○				人事課	71	23年度で完了
	▶	○		人事課	72	24年度で完了

改革の視点	改革の分類	改革の項目	改革の取組
Ⅲ 組織・執行体制の改革 (35項目)	1 組織体制の見直し (12項目)	(1) 組織機構の見直し	① 組織機構の改正(子ども・子育て関連施策を一元的に所管する部門の新設)
			② 組織機構の改正(内部管理部門の整理、統合)
			③ 組織機構の改正(市民生活に密着した部門の整理、統合)
			④ 組織機構の改正(農商工連携を推進するための組織の検討)
			⑤ 部局横断的な課題へ対応するためのポストの新設
			⑥ 効率的な組織運営に向けた課所室規模の適正化や担当の大括り化
		(2) 職員数の適正化	① 第4次秋田市定員適正化計画の推進
		(3) 職制の効率化	① 管理職層の複線型人事管理に向けた職制の整備
		(4) 事務委任と職務権限の見直し	① 市長から副市長への事務委任の実施
			② 部長、課長等への専決事項の拡大
	(5) 消防組織体制の見直し	① 消防組織機構の見直し	
		② 消防団の活動環境等整備の推進	
	2 危機管理の強化 (4項目)	(1) 危機管理体制の充実	① 危機管理計画および危機管理マニュアルの運用
		(2) コンプライアンスの推進	① 不祥事等の未然防止に向けた危機管理体制の構築
		(3) 防火対策推進施策の充実	① 査察体制の充実強化
	② 放火火災防止対策の推進		
	3 人事制度の見直しと職員の資質向上 (5項目)	(1) 人事評価結果の活用検討	① 部長級職員の勤勉手当への反映
		(2) 職員研修の見直し	① 秋田市職員研修基本計画の改訂
			② 実務分野の科目拡大など職員研修の充実
		(3) 多様な働き方を可能とする人事制度の活用促進	① 任期付職員の採用
			② 男性職員の育児休業取得率10%に向けた取組
	4 電子自治体の推進 (4項目)	(1) 電子自治体の推進	① ITエキスパートによるシステムの見直しおよび最適化
			② 電子申請サービスの拡充
			③ 医療機関等へ発出する文書のペーパーレス化
		(2) 工事関連業務の電子化	① 工事関連業務の電子納品化
		5 地方公営企業等の改革 (10項目)	(1) 市立病院の経営形態の見直し
	(2) 美術工芸短期大学のあり方の検討		① 4年制大学化および公立大学法人化
① 青果部、水産物部の地方卸売市場への転換			
			② 指定管理者制度の導入
(3) 卸売市場のあり方の見直し	③ 花き部の地方卸売市場への転換にかかる検討		
	(4) 上下水道局の経営改革		① 職員数の適正化
② 包括的民間委託の実施			
③ 八橋下水道終末処理場のあり方に関する検討			
④ 浄水場の整理・統合			
(5) 大森山動物園会計のあり方の検討	① 特別会計としてのあり方の検討		

年度別実施状況				所管課	掲載ページ	備考
H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6			
○				総務課	73	23年度で完了
○				総務課	73	23年度で完了
○				総務課	73	23年度で完了
-----▶			○	総務課	74	
○				人事課	74	23年度で完了
○			▶	総務課	75	
○			▶	人事課	76	
-----▶	○			人事課	77	24年度で完了
-----▶	○			総務課	78	24年度で完了
-----▶	○			総務課	78	24年度で完了
-----▶	○		▶	警防課	79	
○			▶	消防本部総務課	80	
○			▶	防災安全対策課	81	
○			▶	総務課	82	
○			▶	予防課	83	
○			▶	予防課	84	
○	▶			人事課	85	24年度で完了
○				人事課自治研修センター	85	23年度で完了
○			▶	人事課自治研修センター	86	
○			▶	人事課	87	
○			▶	人事課	87	
○			▶	情報統計課	88	
○			▶	情報統計課	89	
○				保健総務課	90	23年度で完了
-----▶	▶	○	▶	公共施設監査保全室	90	
-----▶	○		▶	病院法人移行準備室 (市立病院総務課)	91	
-----▶	▶	○		企画調整課	92	25年度で完了
-----▶	○			市場管理室	93	24年度で完了
-----▶	○			市場管理室	93	24年度で完了
-----▶	▶		○	市場管理室	94	
○			▶	上下水道局総務課	95	
-----▶	▶		○	上下水道局総務課	96	
○	▶			上下水道局総務課	96	24年度で完了
-----▶	○		▶	水道建設課	97	
-----▶	▶		○	大森山動物園	98	

I 公共サービスの改革

1 新しい公共の推進

(1) 市民協働の推進

市民協働・都市内地域分権による地域課題の解決や公共サービスの提供など、特色ある地域づくり、まちづくりを進める。

また、市民やNPOなど多様な主体による新しい公共を推進するための環境整備に取り組む。

改革の効果	市民協働への意識が高揚し、市政への住民参加機会が拡充される。
-------	--------------------------------

I-1-(1)-①

取組名	市民協働によるまちづくりの推進		所管課	総務課、市民協働・地域分権推進課
取組概要	<p>NPOなどによる市民活動や各団体間のネットワーク形成の支援、各種相談・情報提供の充実、人材の育成など、これまで進めてきた市民協働の取組に加え、新しい公共を推進するための環境づくりに取り組む。</p> <p>(取組を通じた目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田市の住みごこちを「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と感じている市民の割合 75.0%以上 (20年度 66.9%) ・NPO、ボランティア活動などの市民活動へ「関心がある」「ある程度関心がある」市民の割合 60.0%以上 (20年度 42.5%) ・NPO、ボランティア活動などの市民活動へ「積極的に参加している」「ときどき参加している」市民の割合 20.0%以上 (20年度 9.3%) 			
年度別実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	新しい公共を推進するための環境づくりにあたり、市や県等の地域活動支援策の情報を把握するとともに、地域支援担当職員による地域の巡回を実施し、地域の課題解決に向けた情報提供を行った。また、地域と地域支援担当との協働による活動事例を積み重ねたほか、庁内に対する地域活動事例等の情報提供を行うため、地域貢献活動データベースを開設した。	
	H24	継続実施	市や県等の市民活動支援策の把握に努め、担当職員による地域の巡回を実施して、地域の課題解決に向けた情報提供を行うとともに、地域づくり交付金や各種地域活動支援施策の活用を促進し、協働による活動事例を積み重ねた。	
	H25	継続実施	市や県等の市民活動支援策の把握に努め、担当職員による地域の巡回を実施して、地域の課題解決に向けた情報提供を行うとともに、地域づくり交付金や各種地域活動支援施策の活用を促進し、協働による活動事例を積み重ねた。	
	H26	継続実施	市や県等の市民活動支援策の把握に努め、担当職員による地域の巡回を実施して、地域の課題解決に向けた情報提供を行うとともに、地域づくり交付金や各種地域活動支援施策の活用を促進し、協働による活動事例を積み重ねて行く。	

I-1-(1)-②

取組名	市民協働による新たな支援策の実施		所管課	市民協働・地域分権推進課
取組概要	市民と市の協働によるまちづくりを推進するため、個性ある地域づくりや地域課題の解決に取り組む地域活動団体への新たな支援策として、地域づくり交付金事業を実施する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	新たな支援策として、地域づくり交付金事業を実施し、地域課題の解決に向けた取組を行う市内の68団体に対し、地域づくり交付金を合計18,532千円交付した。	
	H24	継続実施	地域課題の解決に向けた取組を行う市内の89団体に対し、地域づくり交付金を合計24,133千円交付した。	
	H25	継続実施	地域課題の解決に向けた取組みを行う市内の67団体に対し、地域づくり交付金を合計23,284千円交付決定した。	
	H26	継続実施	地域課題の解決に向けた取り組みを行う市内の地域団体に対し、地域づくり交付金を交付し、住民が主体的に取り組む地域づくり活動を支援して行く。	

I-1-(1)-③

取組名	道路除排雪対象路線の見直しと地域支援策の検討		所管課	道路維持課
取組概要	市と地域住民が協働で行う除排雪の手法や、地域住民への支援策を検討し、実施する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	検討	道路除排雪に係る地域支援策の検討にあたり、県内24市町村に対して市民協働にかかる各種施策等の取組状況を調査したほか、小型除雪機械購入補助制度についても他都市の状況を調査した。	
	H24	検討	小型除雪機械については、市民生活部と協議の結果、25年度も地域づくり交付金の対象とすることとしたほか、補助対象団体と想定している町内会に対し、負担の考え方や制度のあり方についての意向調査を行った。また、ダンプトラックなどの無償貸出制度の利用促進について、積極的なPRに努めた。	
	H25	実施	秋田市ゆき総合対策基本計画に基づき、地域住民による除排雪作業を支援するため、これまでの機械やダンプトラックの貸出し制度に加え、個人所有の小型除雪機等への燃料支給制度を新たに設けたほか、固定資産税の減免制度を活用し、住宅街に地域住民用小規模堆雪場を確保した。	
	H26	継続実施	25年度における各種支援制度の課題を整理し、必要に応じて改善するほか、除雪路線の作業優先順位などの見直しを行う。	

I-1-(1)-④

取組名	地域における自殺対策力の強化		所管課	健康管理課
取組概要	自殺者数の減少に向け、地域や民間団体等の連携を強化し、各種事業のさらなる推進を図る。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	地域や民間（NPO法人等）機関等とネットワーク会議を開催したほか、9、10月の秋田市自殺対策強化期間に市と関係機関が協力して自殺関連事業を実施した。 また、地区組織が取り組む心の健康づくりや交流を目的とした健康づくり活動への講師の派遣や、民間団体等による自殺対策活動への支援を行った。	
	H24	継続実施	地域や民間（NPO法人等）機関等とネットワーク会議を開催したほか、地区組織が取り組む心の健康づくりおよび交流を目的とした健康づくり活動への講師の派遣ならびに民間団体等による自殺対策活動への支援を行った。	
	H25	継続実施	地域や民間（NPO法人等）機関等とネットワーク会議を開催したほか、地区組織が取り組む心の健康づくりおよび交流を目的とした健康づくり活動への講師の派遣ならびに民間団体等による自殺対策活動への支援を行った。	
	H26	継続実施	民間団体等との地域情報の交換や共有、連携を通じた相談および啓発活動などを行う。	

I-1-(1)-⑤

取組名	市民協働による地域活動の活性化		所管課	市民協働・地域分権推進課
取組概要	地域活動を支援するため、市民サービスセンターに地域支援担当を新設する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	市民サービスセンターおよび市民協働・地域分権推進課に地域支援担当を配置し、担当職員によるコミセン等の巡回を実施し、地域の相談、支援や市政の情報提供を行った。	
	H24	継続実施	市民サービスセンターおよび市民協働・地域分権推進課に配置した地域支援担当職員がコミセン等を巡回し、地域の相談、支援や市政の情報提供を行った。	
	H25	継続実施	市民サービスセンターおよび市民協働・地域分権推進課に配置した地域支援担当職員がコミセン等を巡回し、地域の相談、支援や市政の情報提供を行った。	
	H26	継続実施	市民サービスセンターおよび市民協働・地域分権推進課に配置した地域支援担当職員がコミセン等を巡回し、地域の相談、支援や市政の情報提供を行う。	

(2) 地域活動に対する支援のあり方の検討

町内会などの地域活動団体への支援策を検討する。

改革の効果	地域自治活動の活性化が図られる。
-------	------------------

I - 1 - (2) - ①

取組名	町内会等に対する新たな支援策の実施	所管課	生活総務課、市民協働・地域分権推進課
取組概要	町内会の運営等に関する実態調査を基に新たな支援策を検討し、実施する。		
年度別 実施内容	年度	実施内容	
	H23	実施	地域づくり交付金を新設し、町内会を含む各種団体による地域課題の解決に向けた取組を支援したほか、地域支援担当職員による地域の巡回により、地域活動に対する相談や助言等を行い、地域活動に対する総合的な支援を行った。
	H24	継続実施	地域づくり交付金事業により、町内会等の地域課題解決に向けた取組を支援したほか、地域支援担当職員による地域の巡回により、地域活動に対する相談や助言等を行い、地域活動に対する総合的な支援を行った。
	H25	継続実施	地域づくり交付金事業により、町内会等の地域課題解決に向けた取組を支援したほか、地域支援担当職員による地域の巡回により、地域活動に対する相談や助言を行い、地域活動に対する総合的な支援を行った。
	H26	継続実施	地域づくり交付金事業により、個性ある地域づくりや地域課題の自己解決を促す。また、支援相談窓口においては、地域の現状を把握し地域ニーズに沿った支援をする。

(3) 指定管理者制度の活用

公の施設の管理において、指定管理者制度を効果的に活用する。

改革の効果	民間活力の活用により、利用者サービスの向上や経費の縮減等が図られる。
-------	------------------------------------

I-1-(3)-①

取組名	指定管理者制度の導入(市民サービスセンター)	所管課	市民協働・地域分権推進課
取組概要	北部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンターおよび雄和市民サービスセンターへ指定管理者制度を導入する。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	実施	23年5月16日に開設した北部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンターおよび雄和市民サービスセンターへ指定管理者制度を導入した。

23年度で完了

I-1-(3)-②

取組名	指定管理者制度の導入(屋内体育施設)	所管課	スポーツ振興課
取組概要	利用者の利便性かつ安全性に留意しつつ、スポーツ振興事業の実施を含めた屋内体育施設の管理運営を指定管理とする方向で検討を行い、制度を導入する。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	検討	指定管理者制度導入のための検討を行った結果、計画期間中は耐震診断・耐震補強の実施など、制度導入のための環境整備を図ることとした。 (耐震診断・補強工事終了後に実施)
	H24	検討	指定管理者制度導入のため、茨島体育館を含む3体育館の耐震診断および耐震補強のスケジュールを検討した。
	H25	検討	茨島体育館の耐震診断に着手するとともに、診断結果に伴う耐震補強工事および残る2館の耐震診断の予算計上、指定管理者制度の導入時期について検討した。
H26	検討	引き続き耐震診断、耐震補強工事等の環境整備を行うほか、指定管理者制度導入手法や運営面の検討を行う。	

I-1-(3)-③

取組名	指定管理者制度の導入(コミュニティセンター)	所管課	生活総務課
取組概要	地域の実情を踏まえながら、コミュニティセンターへ指定管理者制度を導入する。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	実施	23年度から寺内地区コミュニティセンターへ制度を導入した。 飯島地区、東地区、将軍野地区、大住地区、八橋地区の各コミュニティセンターに関し、制度導入に向けて地域住民からなる団体との協議を行い、その結果、24年度から東地区コミュニティセンターへ制度を導入することとした。
	H24	継続実施	24年度から東地区コミュニティセンターへ制度を導入した。 飯島地区、将軍野地区、大住地区、八橋地区、勝平地区の各コミュニティセンターに関し、制度導入に向けて地域住民からなる団体との協議を行い、その結果、25年度から大住地区、八橋地区、勝平地区コミュニティセンターへ制度を導入することとした。
	H25	継続実施	25年度から大住地区、八橋地区、勝平地区コミュニティセンターへ指定管理者制度を導入した。 26年度から飯島地区コミュニティセンターに制度を導入することとしたほか、檜山地区コミュニティセンターについて、平成27年度からの制度導入に向けて、地域住民からなる団体との調整を進め、勉強会を開催した。
	H26	継続実施	26年度から、飯島地区コミュニティセンターへ指定管理者制度を導入する。 また、指定管理者制度未導入のコミュニティセンターについては、地域住民からなる団体と調整のうえ、受入可能なコミュニティセンターについて、制度を導入する。

I-1-(3)-④

取組名	モニタリング体制の充実		所管課	総務課
取組概要	公の施設のサービスの質と安全性の確保を図るため、指定管理者から提出された事業報告書の点検・評価や利用者アンケート等の実施などによる、モニタリング体制を充実する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	検討	モニタリングの体制および全庁統一的な手法の確立に向け、他市の取組状況について調査を行った。	
	H24	実施	基本指針にモニタリングの評価項目や結果の公表などを盛り込むことによって、モニタリング体制の充実を図った。また、モニタリングの標準スケジュールを加えることにより、指定管理者制度の導入から業務の履行確認までの全庁統一的な手法を確立した。	

24年度で完了

(4) アウトソーシング等の活用

アウトソーシングなどの手法を用いて、民間活力を有効に活用する。

改革の効果	施策事業の効率的かつ効果的な推進が図られる。
-------	------------------------

I-1-(4)-①

取組名	公園管理事務所への民間活力の導入		所管課	公園課
取組概要	民間への業務委託や指定管理者制度の導入、市民協働の促進を含め、公園事務所のあり方を検討する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	準備手続	外部委託等について検討を行い、24年度から植物園は太平山リゾート公園の指定管理業務に含め、維持管理を行うこととした。また、大森山公園は関連事務を大森山動物園に移管し、維持管理業務を外部委託することとした。	
	H24	実施	植物園事務所および大森山公園事務所を廃止した。また、一つ森公園と千秋公園の一部維持管理業務を25年度から外部委託することとした。	
	H25	完了	一つ森公園事務所を廃止するとともに千秋公園の一部維持管理業務を外部委託し、新管理体制で運営を開始した。	

25年度で完了

I-1-(4)-②

取組名	学校給食における調理業務民間委託の推進		所管課	学事課
取組概要	学校給食調理場の中学校区単位での共同調理場方式移行にかかる検討状況を踏まえながら、当面は、年1カ所を目途に調理食数の多い給食調理場から民間委託に移行する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	準備手続	共同調理場等の給食調理業務の民間委託の方針を確定した。	
	H24	実施	勝平小学校、勝平中学校共同調理場と川尻小学校、山王中学校共同調理場の2カ所の給食調理業務を民間へ委託した。	
	H25	継続実施	城東中学校、桜中学校共同調理場の給食調理業務を民間へ委託した。	
	H26	継続実施	給食調理場1カ所の給食調理業務を民間へ委託する。	

I-1-(4)-③

取組名	市営住宅管理業務の民間との役割分担の見直し		所管課	住宅整備課
取組概要	市営住宅の管理業務について、民間企業や現在の委託先である(財)秋田市総合振興公社の活用、また、再任用職員の配置等を検討し、最適な管理体制を構築する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	検討	新たな管理体制として、現在個別に委託している小破修繕業務と各種保守点検業務を一括して民間委託し、スケールメリットによるコスト削減等を図る手法を検討し、25年度から新体制で管理することとした。	
	H24	検討	一括委託または指定管理についての具体的な実施方法を検討した。	
	H25	検討	中核都市に対し、公営住宅管理業務のアウトソーシングについての調査を実施した。	
	H26	準備手続	他市の状況を踏まえ、指定管理制度等のアウトソーシングへの移行に伴う、具体的な課題、問題の洗い出しとタイムスケジュール、導入案の作成を行う。	

(5) 公立保育所の民間移行

平成25年度までに民間移行することが決定している2施設を含めて、29年度までに段階的に民間移行を進めていく。

改革の効果	保育ニーズに対して、柔軟かつ迅速、また、効率的に対応することが可能となる。
-------	---------------------------------------

I-1-(5)-①

取組名	公立保育所の民間移行（川尻保育所）	所管課	子ども育成課
取組概要	公立保育所を民間へ移行する。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	実施	23年4月1日に民間へ移行した。

23年度で完了

I-1-(5)-②

取組名	公立保育所の民間移行（港北保育所）	所管課	子ども育成課
取組概要	公立保育所を民間へ移行する。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	準備手続	民間移行に向けた引継保育を行った。また、保護者と早期移管の協議を行ったが、保護者から同意を得られなかったため、移行時期は当初の予定通りの25年4月1日とすることとした。
	H24	準備手続	民間移行に向けた引継保育を行うとともに、移管後の保育内容等について、保護者、移管先法人、秋田市の三者協議会を開催した。
	H25	実施	25年4月1日に民間へ移行した。

25年度で完了

I-1-(5)-③

取組名	公立保育所の民間移行 (手形第一保育所、保戸野保育所、牛島保育所)		所管課	子ども育成課
取組概要	公立保育所を民間へ移行する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	準備手続	保護者に対して、民間移行に関する説明会を行ったほか、移管先を募集・決定した。 また、牛島保育所については、保護者から移行時期を28年度から26年度への前倒しについて了解を得られたことから、同年度の移行に向け、移管先法人を募集・決定した。	
	H24	準備手続	民間移行に向けた引継保育を行った。	
	H25	準備手続	民間移行に向けて引継保育を行った。	
	H26	実施	民間へ移行する。	

I-1-(5)-④

取組名	公立保育所の民間移行 (その他の保育所(27年度移行分))		所管課	子ども育成課
取組概要	平成27年度又は28年度に公立保育所を民間へ移行する。 (対象保育所) 泉保育所、土崎保育所、川口保育所			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	準備手続	保護者に対して、民間移行に関する説明会を実施した。	
	H24	準備手続	保護者に対して、民間移行に関する説明会を実施したほか、引継保育期間に関するアンケート調査を実施した。	
	H25	準備手続	平成25年3月に実施した移管時期に関する保護者アンケート結果等から、民間移行を平成28年度とし、移管に関する保護者説明会を行ったほか、移管先を募集・決定した。	
	H26	準備手続	民間移行に向けた引継保育を実施する。	

I-1-(5)-⑤

取組名	公立保育所の民間移行 (その他の保育所(28年度移行分))		所管課	子ども育成課
取組概要	公立保育所の民間移行について検討する。 (対象保育所) 寺内保育所			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	準備手続	保護者に対して、民間移行に関する説明会を実施した。	
	H24	検討	国の新たな子ども・子育て支援策の動向を見ながら、検討を行った。	
	H25	検討	国の新たな子ども・子育て支援策の動向を見ながら、検討を行った。	
	H26	検討	国の新たな子ども・子育て支援策の動向を見ながら、検討を行う。	

I-1-(5)-⑥

取組名	公立保育所の民間移行 (その他の保育所(28年度移行分))		所管課	子ども育成課
取組概要	公立保育所の民間移行について検討する。 (対象保育所) 河辺・雄和地域の保育所			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	検討	保護者に対して民間移行に関する説明会を実施したほか、保育所のあり方の検討を行った。	
	H24	検討	国の新たな子ども・子育て支援策の動向を見ながら、検討を行った。	
	H25	検討	国の新たな子ども・子育て支援策の動向を見ながら、検討を行った。	
	H26	検討	国の新たな子ども・子育て支援策の動向を見ながら、引き続き検討を行う。	

I-1-(5)-⑦

取組名	公立保育所の民間移行 (その他の保育所(29年度移行分))		所管課	子ども育成課
取組概要	公立保育所の民間移行について検討する。 (対象保育所) 河辺・雄和地域の保育所			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	検討	保護者に対して民間移行に関する説明会を実施したほか、保育所のあり方の検討を行った。	
	H24	検討	国の新たな子ども・子育て支援策の動向を見ながら、検討を行った。	
	H25	検討	国の新たな子ども・子育て支援策の動向を見ながら、検討を行った。	
	H26	検討	国の新たな子ども・子育て支援策の動向を見ながら、引き続き検討を行う。	

(6) 老人福祉施設のあり方の見直し

市内5か所(八橋、旭南、川口、外旭川、河辺)の公設老人デイサービスセンターについて、民間移行等を進める。

改革の効果	市民ニーズに即したサービスの提供が可能となる。
-------	-------------------------

I-1-(6)-①

取組名	公設老人デイサービスセンターのあり方の見直し		所管課	長寿福祉課
取組概要	市内5か所の公設老人デイサービスセンターの民間移行、継続、廃止などについて検証し、それぞれの施設の方向性に合わせた手続を進める。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	検討	公設老人デイサービスセンターが立地するエリアにおける、民間によるサービスの提供状況を調査した。また、建物が立地する県所有地や市営住宅との合築状況等、施設の現状を確認し、民間移行等の可能性などについて検証した。	
	H24	検討	指定管理者等の関係機関と協議の上、施設ごとの方針を検討した。	
	H25	実施	市議会厚生委員会および秋田市社会福祉審議会高齢者専門分科会へ諮り、方針を決定した。	
	H26	継続実施	方針に沿った手続を進める。	

実施時期をH26からH25へ

2 行政サービスの向上

(1) 窓口サービスの改善とあり方の検討

フロア案内人の配置や案内板の設置などにより、快適な窓口サービスの提供に取り組む。

改革の効果	窓口を利用する市民の満足度が向上する。
-------	---------------------

I-2-(1)-①

取組名	相談窓口へのパーティションおよび個室の設置		所管課	生活総務課 管財課
取組概要	市民のプライバシーに配慮した窓口づくりとして、相談窓口へパーティションや個室を設置する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	市民課、特定健診課へパーティションを設置した（福祉棟・議場棟内の窓口各課および資産税課へは22年度に設置）。また、個室の設置については、検討の結果、現庁舎ではスペース的に厳しいことから、新庁舎で対応する。	

23年度で完了

I-2-(1)-②

取組名	フロア案内人の配置		所管課	生活総務課ほか 窓口業務を扱う 課所室
取組概要	来庁者を適切に誘導するため、フロア案内人を配置する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	窓口各課所室においてフロア責任者を選任し、状況に応じてフロア案内人として配置し、来庁者を適切に誘導した。	

23年度で完了

I-2-(1)-③

取組名	総合窓口機能の導入	所管課	市民課
取組概要	新庁舎における窓口サービスの向上のため、新庁舎建設にあわせて総合窓口を整備する。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	検討	新庁舎における窓口サービス向上のためのあり方を検討した結果、総合窓口を導入することとした。 方針の決定を受け、総合窓口の整備方針素案を作成し、同素案を基に、総合窓口の形態の方針を決定し、新庁舎建設の基本設計へ反映させた。
	H24	準備手続	総合窓口の取扱事務を決定し、事務量から新庁舎における総合窓口の窓口数およびレイアウト概要を決定した。 また、総合窓口に関するシステムの構築範囲が決定したことから、新庁舎建設スケジュールと同調し、整備のための債務負担行為設定を行った。
	H25	準備手続	総合窓口を運用するためのシステム関係について、プロポーザルなどで事業者を選定し、契約締結を行った。
	H26	準備手続	新庁舎での運用に向け人員要求および各システムを構築する。また、総合窓口におけるフロアマネジャーの配置を検討する。

I-2-(1)-④

取組名	接遇研修の強化	所管課	生活総務課
取組概要	市民から好感を持たれるよう、接客マナー等の研修を実施し、職員の接遇および資質の向上を図る。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	実施	課所室または部局ごとに、内部、外部講師による接遇マナーおよび専門知識の習得等の研修を行った。また、24年度以降は、自治研修センターが行う職員研修の一環として適宜実施することとした。

23年度で完了

I-2-(1)-⑤

取組名	窓口対応マニュアルの作成および見直し	所管課	生活総務課
取組概要	全庁統一の窓口対応とするため、相手の立場にたった挨拶や言葉遣い等の共通ルールを定めたマニュアルを作成する。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	実施	窓口対応マニュアルを作成し、10月に一部の課所で試験的に実施し内容を確定した。また、2月に庁内へ配布し、全職員への周知を行った。今後は、随時、マニュアルを検証、見直しする。

23年度で完了

(2) 市民の利便性の向上

申請書の簡略化や各種証明書等自動交付機の利用拡大を図り、便利でわかりやすい窓口づくりを進める。

改革の効果	市民にとって、窓口の利便性が向上する。
-------	---------------------

I-2-(2)-①

取組名	自動交付機の増設	所管課	市民課
取組概要	住民票の写しや印鑑登録証明書などを交付する自動交付機を増設する。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	準備手続	自動交付機2台の増設に向け、予算関連や契約関連の事務手続を進めた。予算の債務負担行為設定を行い、24年度の設置に向けて自動交付機(2台)の賃貸借契約を行った。
	H24	実施	24年4月に本庁に1台、7月に秋田市にぎわい交流館に1台設置し、計7台へ増設した。
	H25	継続実施	自動交付機1台の増設に向け、予算関連や契約関連の事務手続を進めた。予算の債務負担行為設定を行い、26年度の設置に向けて自動交付機の賃貸借契約を行った。
	H26	継続実施	26年5月に供用開始予定の南部市民サービスセンターに1台設置し、計8台へ増設する。

I-2-(2)-②

取組名	「あきた市民カード」の普及		所管課	市民課
取組概要	自動交付機利用のために必要な「あきた市民カード」の普及、促進を図る。 (目標普及率 35.3% (平成21年度末時点 21.2%))			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	<p>受益と負担の適正化の観点から手数料の見直しを行い、自動交付機の手数料を24年度から減額することとした。また、広報や来庁者への案内チラシの配布等を通じたPR活動を行ったほか、本庁の自動交付機利用増に対応するため、交付機の増設に向けた必要な事務手続を進めた。</p> <p>(23年度末 目標普及率 26.9%) (23年度末 実績普及率 26.8%)</p>	
	H24	継続実施	<p>24年度から自動交付機の手数料を減額したほか、本庁の自動交付機を2台に増設し、運用を行った。また、広報や来庁者への案内チラシの配布等を通じたPR活動を行った。</p> <p>(24年度末 目標普及率 29.7%) (24年度末 実績普及率 33.0%)</p>	
	H25	継続実施	<p>窓口対応時に来庁者へ直接案内を行うほか、広報や案内チラシの配布等を通じたPR活動を行った。</p> <p>(25年度末 目標普及率 32.5%) (25年度末 見込普及率 38.3%)</p>	
	H26	継続実施	<p>窓口対応時に来庁者へ直接案内を行うほか、広報や案内チラシの配布等を通じたPR活動を行う。</p> <p>(26年度末 目標普及率 35.3%)</p>	

I-2-(2)-③

取組名	申請書の簡略化		所管課	生活総務課ほか 窓口業務を扱う 課所室
取組概要	各種行政サービスを受けるための申請書様式の簡略化を図る。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	<p>申請書様式の簡略化(まちあかり・ふれあい推進事業助成金交付申請書等)を行った(住民票と戸籍の交付申請書は22年度中に共通化した。)</p>	
	H24	継続実施	<p>申請書様式の簡略化(木造住宅耐震診断補助事業、秋田市住宅リフォーム支援事業等)を行った。</p>	
	H25	継続実施	<p>申請書の様式の簡略化(公園施設占用・設置・行為許可申請)を行った。</p>	
	H26	継続実施	<p>引き続き、各種申請様式の共通化や簡略化等について検討を行い、可能なものから順次実施する。</p>	

I-2-(2)-④

取組名	コールセンター機能の導入可能性の検討	所管課	市民相談センター
取組概要	専門のオペレーターが市民の問い合わせなどに対応するコールセンター機能の導入可能性について検討する。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	検討	他市の実施状況等について情報収集を行った。
	H24	実施	本市においてはダイヤルインによる直通番号利用促進を図っていることや「窓口案内電話」により簡単な問い合わせに対応していること、また、他都市の導入状況や実績などを勘案した結果、費用対効果が見込まれないと判断し、新たなコールセンター機能の導入はしないこととした。

24年度で完了

(3) 意見・要望・苦情等対応マニュアルの作成

市民からの意見、要望、苦情等に的確に対応するため、共通マニュアルを作成する。

改革の効果	全課所室で統一した対応をとることができる。
-------	-----------------------

I-2-(3)-①

取組名	共通マニュアルの作成	所管課	生活総務課、市民相談センター
取組概要	市民からの意見、要望、苦情等に対し、統一的な対応をとるための共通マニュアルを作成する。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	実施	7月にフロア責任者を対象に、ハードクレーム対応力強化研修を行った。また、クレーム対応マニュアルを作成し、2月に庁内へ周知した。

23年度で完了

(4) 入札制度の改善

業者の格付時に地域貢献度などの評価を加えるほか、総合評価落札方式を導入するなど、入札制度の改善を図る。

改革の効果	地域の発展に積極的に貢献する業者数の増加や工事等の品質向上が図られる。
-------	-------------------------------------

I-2-(4)-①

取組名	総合評価落札方式の導入		所管課	契約課
取組概要	地域の発展と市民満足度の向上を図るため、22年度に試行導入した総合評価落札方式について、本格導入する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	準備手続	総合評価落札方式を9件の工事に適用した。併せて内容を検証し、評価項目や配点基準の見直しを行った。	
	H24	実施	総合評価落札方式を18件の工事に適用したほか、総合評価落札方式試行ガイドラインの一部改正（評価項目の追加および技術評価点の割合の拡大）を行った。	
	H25	継続実施	総合評価落札方式を19件の工事に適用したほか、秋田市公契約基本条例の平成26年4月1日施行に伴い総合評価落札方式を本格導入するため、評価項目等の見直しを行った。	
	H26	継続実施	本格導入する。	

I-2-(4)-②

取組名	格付基準の改正		所管課	契約課
取組概要	地域の発展と市民満足度の向上を図るため、企業の地域貢献への取組状況を審査項目に加えた格付基準に改める。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	23年4月1日から格付基準の主観点に地域貢献への取組等を加点項目として取り入れた。	

23年度で完了

I-2-(4)-③

取組名	業務委託に対する最低制限価格制度の導入		所管課	契約課
取組概要	業務委託の契約内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格制度を導入する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	23年4月1日からすべての業務委託に最低制限価格制度を導入した。	

23年度で完了

I-2-(4)-④

取組名	公契約制度の導入		所管課	契約課
取組概要	市が発注する公共工事について、企業後継者の健全育成、公正な労働環境や雇用の確保および継続等のため、公契約制度の導入を目指す。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	準備手続	法令との整合性など課題について検討し、平成24年度内に公契約に関する基本条例を制定することとした。	
	H24	準備手続	市民および関係団体から意見募集を行い、一部を条例案に反映し、25年2月議会に公契約基本条例案を提出した。	
	H25	実施	26年4月1日付け施行に向け、公契約基本条例を市民に周知するとともに、関連する要綱等の整備を行った。	
	H26	継続実施	26年4月1日に公契約基本条例を施行する。	

(5) 行政情報の提供

公文書管理法の趣旨にのっとり例規等を整備し、適正かつ効率的な公文書管理を行う。

また、申請に対する処分の審査基準、不利益処分の処分基準、行政指導指針等を定める要綱等について、ホームページや資料閲覧コーナーで公表する。

改革の効果	貴重な歴史資料や処分の基準などの行政情報が、より容易に入手できるようになる。
-------	--

I-2-(5)-①

取組名	要綱等の審査・公表	所管課	文書法制課
取組概要	行政手続の透明性の向上を図るため、要綱等の審査を行い、順次、公表する。		
年度別 実施内容	年度	実施内容	
	H23	実施	要綱等の公表対象および審査の優先順位等を決定し、審査実施計画を策定したほか、一部の審査について実施した。
	H24	継続実施	要綱等の審査について、喫緊に審査する必要があるものを優先的に実施した。 (審査実績：105件)
	H25	継続実施	要綱等の審査について、喫緊に審査する必要があるものを優先的に実施した(審査実績：100件)ほか、公表手法や管理方法を検討した。
	H26	継続実施	引き続き要綱の審査を実施するほか、公表手法・管理方法を決定し、可能なものから公表の実施を図っていく。

I-2-(5)-②

取組名	公文書等の管理に関する例規等の整備	所管課	文書法制課
取組概要	適切かつ効率的な公文書管理を実施するため、公文書管理に係る例規等の再構築を図るとともに、新たな公文書の管理体制や公文書館機能等を整備する。		
年度別 実施内容	年度	実施内容	
	H23	準備手続	秋田市公文書管理条例(仮称)検討委員会を設置し、条例の骨子等について検討を行った。
	H24	準備手続	条例案策定に向けた検討委員会を3回、各種の意見聴取を実施の上、11月議会で条例案が議決され、12月に同条例を、2月に公文書管理委員会規則を公布した。
	H25	実施	公文書管理条例の運用に必要な規則、規程等を公文書管理委員会への諮問・答申を経て公布したほか、公文書管理のための職員研修を実施した。
	H26	継続実施	公文書管理条例の全面施行を受け、条例に基づく公文書管理を開始するほか、引き続き公文書管理のための職員研修を実施する。

I-2-(5)-③

取組名	ファイリングシステムの導入	所管課	文書法制課
取組概要	適切かつ効率的な公文書管理を実施するため、文書の検索性、職員間の情報共有に優れたファイリングシステムを導入する。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	検討	ファイリングシステムの試行を行うとともに、不要文書廃棄促進週間に併せて全庁にファイリングシステムの周知を行った。
	H24	実施	ファイリングシステムの導入を委託する業者（コンサルタント）の選定作業を行うとともに、調査・分析を兼ねて、新庁舎へ移転予定の3課に対して先行導入した。また、翌年度以降のコンサルタントの選定を行った。
	H25	継続実施	新庁舎入居予定課（先行実施3課を除く。）の66課を上半期（35課）、下半期（31課）に分けて、ファイリングシステムの導入を行った。
	H26	継続実施	コンサルタントによる新庁舎入居予定課への維持管理指導を行うとともに、職員による新庁舎入居予定課以外の課に対する導入指導を行う。

(6) 市民意見の政策への反映

市と市民との信頼関係を高めるため、市民が情報入手しやすく、また、市民から意見を提示しやすいような工夫により、市政参加の拡大につながる双方向のコミュニケーションづくりを進める。

改革の効果	市政に対する市民の信頼が増すとともに、政策へ市民意見が適切に反映される。
-------	--------------------------------------

I-2-(6)-①

取組名	各課ホームページの情報更新頻度の増加	所管課	情報統計課
取組概要	インターネットを活用した市政情報のさらなる発信と透明性の向上を図るため、ホームページの情報更新の頻度を高めるとともに、携帯端末からのアクセス機能を強化する。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	実施	長期間、更新されていないページやリンク切れしている情報がないよう全庁に通知したほか、実際に確認のうえ、関係課所室に是正を求めた。また、震災関連情報の提供については積極的に関係各課から情報を得て更新した。
	H24	継続実施	長期間、更新されていないページやリンク切れしている情報がないよう全庁に通知したほか、誤字脱字および不適切な表現がないようにホームページの更新を事前審査制度によることとし、主管課、文書法制課、情報統計課で三重チェックできるようノーツDBで可視化した。また、ツイッターやフェイスブックをホームページと連携させるとともに、「市民の声」を携帯電話・スマートフォン対応にすることで双方向性に配慮した。
	H25	継続実施	スマートフォンやタブレットなどに対応したホームページのリニューアルに向け、市内業者や他都市の状況について調査した。
	H26	継続実施	時代に合致したホームページ作成を行うため、専門家にデザインを委託することやCMSなどの技術を導入することで、分かりやすく、見やすいものにしていく方向で検討する。

I-2-(6)-②

取組名	市長ふれあいトーク、対話集会、ワークショップ等による市民の意見を聴取する機会の充実		所管課	広報広聴課
取組概要	市民の意見や意識を把握し、市政運営へ反映させるため、市長ふれあいトークや対話集会など、行政と市民とのコミュニケーション機会を拡充する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	検討	市長ふれあいトークや対話集会により意見の募集や交換を行ったほか、市民100人会会員に対し、アンケートなど7回の意見聴取を行った。また、市長ふれあいトークの実施内容の拡充等を検討した。	
	H24	実施	引き続き、市長ふれあいトーク等により意見交換を行ったほか、市民100人会会員に対し、アンケートなど7回の意見聴取を行った。また、市民から意見聴取をする新たな手法として、携帯電話やスマートフォン用の「市民の声」システムを開設し、広報あきたでシステムの周知を図ったほか、若者の意見を聴取するため「新成人のつどい」の参加者に配布するチラシに同システムの案内を掲載した。	
	H25	継続実施	市長ふれあいトークや対話集会を開催して意見交換を行ったほか、市民100人会会員に対し、アンケートなど7回の意見聴取を行った。また、市政への意見・要望等を提出する手段の1つとしての「市民の声」システム（パソコン用および携帯電話・スマートフォン用）を運用したほか、各種計画等に対して市民から意見を募集する際の周知方法や、それに対する市の見解の公表について、より市民の目にとまりやすくするため、全庁掲示板に留意事項を掲載して各部局に依頼した。	
	H26	継続実施	市民の意見を政策に反映させられるよう、引き続き、意見聴取機会の充実を図る。	

3 公共施設の利活用

(1) 合併引継施設のあり方の見直し

平成17年の市町合併により引き継いだ施設のうち、利用率や類似施設の配置状況等からあり方の見直しが必要な施設について、統廃合も含めた方向性を検討する。

改革の効果	施設にかかるコスト軽減や適切な管理運営が図られる。
-------	---------------------------

I-3-(1)-①

取組名	施設の見直し（ふれあい交流館かわべ駐車場の管理方法の見直し）		所管課	河辺市民サービスセンター
取組概要	適切な施設管理のあり方を見直しする。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	23年3月から、定期巡回により駐車車両を把握し、適正利用を周知、指導した。また、注意喚起の看板を2枚設置した。	

23年度で完了

I-3-(1)-②

取組名	施設の見直し（河辺農林漁業資料館の管理運営の見直し）		所管課	文化振興室
取組概要	職員を配置せず、地域住民自らが施設の管理運営を行える手法を検討し、実施する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	検討	管理・運営に協力してもらえる団体として周辺地域の町内会と協議を行った。	
	H24	検討	周辺地域の住民組織等と協議を行ったが協力を得ることが困難であったため、これまでの経緯について地元説明を行い、施設の廃止について理解を得た。	
	H25	実施	25年10月1日付けで施設を廃止した。廃止後の建物は資料の収蔵施設とし、資料は他施設で展示・公開するなどの活用を図ることとした。	

25年度で完了

I-3-(1)-③

取組名	施設の廃止等 (河辺戸島ふるさとセンターの譲渡)		所管課	河辺市民 サービスセンター
取組概要	地元への譲渡について検討する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	準備手続	指定管理者となっている地元町内会と、譲渡の方向で協議を行った。	
	H24	準備手続	譲渡に向けて耐震診断に必要な経費を25年度予算に計上した。	
	H25	準備手続	耐震診断・補強設計業務委託を実施した結果、多大な費用を要するため地元町内会と協議したところ、平成26年度に地元町内会で類似施設を建設し、その後に当センターを解体することを決定した。	
	H26	実施	地元町内会で建設する類似施設の完成後に当施設を解体し更地とする。	

I-3-(1)-④

取組名	施設の廃止等 (雄和中の沢多目的研修集会施設の譲渡)		所管課	雄和市民 サービスセンター
取組概要	地元への譲渡について検討する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	準備手続	地元自治会へ譲渡の方向で交渉し、24年2月議会で条例廃止した。	
	H24	実施	24年7月1日付けで建物の譲与契約を締結し、その後所有権移転登記を行い、地元自治会へ譲渡した。	

24年度で完了

I-3-(1)-⑤

取組名	施設の廃止等 (雄和農林漁家高齢者センターの廃止)		所管課	長寿福祉課
取組概要	老朽化が進む同センターについて、現在の指定管理期間が満了する平成24年3月に廃止する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	準備手続	23年11月議会で条例廃止した。また、廃止後の譲渡に向け、地元自治会と協議した。	
	H24	実施	24年4月に、地元自治会へ譲渡した。	

24年度で完了

I-3-(1)-⑥

取組名	施設の廃止等 (河辺畜産経営環境整備施設の譲渡)		所管課	農林総務課
取組概要	利用者で組織する管理組合への譲渡に向けた交渉を行うとともに、存廃を含めてあり方を見直す。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	準備手続	利用者で組織する管理組合と交渉を行い、譲渡に関する覚書を締結した。また、24年2月議会で条例廃止した。	
	H24	実施	24年4月1日に、利用者で組織する(株)河辺堆肥センターに譲与した。	

24年度で完了

I-3-(1)-⑦

取組名	施設の廃止等 (雄和ふるさとセンターの休・廃止)		所管課	文化振興室
取組概要	同センターの休・廃止に向けた手続を進め、また、収蔵品の他施設等での活用策を検討する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	23年4月から休館し、今後のあり方について検討を行った。また、休・廃止後の資料の展示について、市民サービスセンター等を候補として可能性を探った。	
	H24	継続実施	これまでの経緯について地元説明を行い、施設の廃止について理解を得た。	
	H25	継続実施	25年10月1日付けで施設を廃止した。廃止後の建物は資料の収蔵施設とし、資料は他施設で展示・公開するなどの活用を図ることとした。なお、2月に雄和市民サービスセンターで資料の一部を展示・公開した。	

25年度で完了

I-3-(1)-⑧

取組名	施設の廃止等（雄和山水荘の処分）		所管課	農林総務課
取組概要	入居する民間企業との譲渡交渉を進め、同施設を処分する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	準備手続	入居する民間企業と譲渡に向けた交渉を行った。老朽化していた隣接の旧健康センターを解体した。	
	H24	準備手続	入居する民間企業と譲渡に向けた交渉を行った。	
	H25	準備手続	入居する民間企業と譲渡または移転に向けた交渉を行った。	
	H26	実施	入居する民間企業と交渉し、施設譲渡または移転について結論を出す。	

I-3-(1)-⑨

取組名	施設の廃止等 （雄和糠塚地区民間資本活用施設用地の譲渡）		所管課	観光物産課
取組概要	平成20年度に策定した「秋田市観光施設再編方針」に基づき、民間へ譲渡する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	準備手続	使用者と譲渡に向けて交渉を行った。	
	H24	準備手続	使用者（2者）と交渉を重ね、うち1者については、25年度内での買受けについて内諾を得た。	
	H25	準備手続	引き続き、使用者（2者）と交渉を重ね、25年度内での買受け予定だった1者については、26年度内の有償譲渡に向け、交渉を重ねた。残る1者についても買受けの意思があることを確認した。	
	H26	実施	内諾を得ている1者について、速やかに有償譲渡を行い、残る1者についても譲渡交渉を進める。	

実施時期をH25からH26へ

I-3-(1)-⑩

取組名	施設の廃止等 (雄和休憩サービス施設の譲渡)		所管課	観光物産課
取組概要	平成20年度に策定した「秋田市観光施設再編方針」に基づき、民間へ譲渡する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	準備手続	譲渡手法の検討を行い、譲渡先と交渉を行った。	
	H24	実施	24年9月議会で条例を廃止したほか、入居している2者と折衝を重ね、土地と建物をそれぞれの使用部分で分け、買受け希望者に対しては売買契約を締結し、引き続き借受けを希望する者に対しては、普通財産貸付契約を締結した。	

24年度で完了

I-3-(1)-⑪

取組名	施設の廃止等 (雄和サイクリングターミナルの譲渡)		所管課	観光物産課
取組概要	平成20年度に策定した「秋田市観光施設再編方針」に基づき、民間へ譲渡する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23			
	H24	検討	国際教養大学での利活用の可能性について、秋田県学術振興課および国際教養大学と協議した。	
	H25	検討	国際教養大学での利活用の予定は、現時点では無いが、将来的な利活用を視野に入れ、情報交換を行った。	
	H26	検討	引き続き、秋田県学術振興課および国際教養大学と情報交換を行っていく。	

I-3-(1)-⑫

取組名	施設の見直し (河辺岩見温泉のあり方の見直し)		所管課	観光物産課
取組概要	平成20年度に策定した「秋田市観光施設再編方針」に基づき、民間への譲渡や廃止を含め、今後の施設のあり方を検討する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	検討	民間譲渡の可能性を探るため、市内の法人への意向調査と用地の登記簿調査を行った。	
	H24	準備手続	市内の法人と再度折衝を行ったほか、民間経営の温浴施設の状況等について聞き取りを行った。 また、用地の登記簿調査を行った。	
	H25	準備手続	地域をはじめ各方面から施設存続への強い要望があることや、地域を中心とした利用実態が定着していることから、地域コミュニティ機能の継続を前提として、同一敷地内に規模を縮小して改築することとした。	
	H26	実施	改築に伴う基本・実施設計や地盤調査等を行う。	

(2) 公共施設の維持管理の合理化・効率化

長期的視野に立ったファシリティマネジメントの考えに基づき、公共施設全体の最適化を図る。

改革の効果	公共建築物の保全および維持管理における統一的な管理方策の構築で、コスト縮減が図られる。
-------	---

I-3-(2)-①

取組名	公共施設の一元管理に向けた取組		所管課	公共施設監査保全室
取組概要	公共施設にかかる保全台帳を整備する。また、施設保全の管理体制を構築し、中長期保全計画を策定する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	検討	施設保全台帳を整備したほか、施設保全（点検）マニュアルを策定した。	
	H24	準備手続	施設保全（点検）マニュアルの説明会を開催したほか、市有建築物の中長期保全計画の骨子を策定するとともに、施設の利用状況等の実態調査に着手した。	
	H25	実施	施設保全（点検）マニュアルに基づく維持管理方法を検証するとともに、市有建築物の中長期保全計画を策定した。	
	H26	継続実施	施設評価に基づいた市有建築物の方向性を検討するとともに、予防保全実施計画の策定準備を行う。	

I-3-(2)-②

取組名	太平山リゾート公園施設および太平山スキー場のあり方の検討		所管課	公園課
取組概要	太平山リゾート公園施設および太平山スキー場の維持管理費の増加に伴い、今後の施設のあり方について検討する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	検討	施設を効果的に修繕もしくは更新を行うため、指定管理者と協議し費用対効果を含め、修繕等に関する優先順位を設定した修繕計画を策定した。	
	H24	実施	市民サービス施設としての存在意義と費用対効果の両面から検証した結果、将来に渡って施設を存続させることとした。	

24年度で完了

(3) 住民活動施設のあり方の検討

住民ニーズに即した施設配置や運営を実現するため、市民サービスセンター等の整備方針を見据え、住民活動施設のあり方を検討する。

改革の効果	住民ニーズを踏まえた住民活動施設の整備、維持継続を図ることができる。
-------	------------------------------------

I-3-(3)-①

取組名	市民サービスセンターの整備（北部地域、河辺地域、雄和地域）		所管課	市民協働・地域分権推進課
取組概要	北部地域、河辺地域および雄和地域に市民サービスセンターを整備する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	23年5月16日、北部、河辺、雄和の3地域に市民サービスセンターを開設した。	

23年度で完了

I-3-(3)-②

取組名	市民サービスセンターの整備（中央地域）	所管課	市民協働・地域分権推進課
取組概要	中央地域に市民サービスセンターを整備する。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	検討	新庁舎建設計画の中で、中央市民サービスセンターの基本設計を進めるとともに、基本設計素案を基に利用者団体と施設機能等について協議した。
	H24	実施	新庁舎建設に併せて、（仮称）中央市民サービスセンターの実施設計を行った。
	H25	継続実施	新庁舎に整備する（仮称）中央市民サービスセンターの準備を引き続き進めた。
	H26	継続実施	新庁舎建設に併せて、（仮称）中央市民サービスセンターの整備を進める。

I-3-(3)-③

取組名	市民サービスセンターの整備（東部地域）	所管課	市民協働・地域分権推進課
取組概要	東部地域に市民サービスセンターを整備する。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	検討	既存施設（東部公民館とアルヴェ・駅東サービスセンター等）の活用により市民サービスセンターの機能を確保するという方針に基づき、地域との協議を踏まえた適切な施設整備の実施に向け検討を重ねた。
	H24	実施	東部地域運動広場に整備する（仮称）東部市民サービスセンターの基本設計を行った。また、併せて整備する取付道路の用地を取得した。
	H25	継続実施	（仮称）東部市民サービスセンターの本体工事の着手に向けて準備を進めた。
	H26	継続実施	（仮称）東部市民サービスセンターの本体工事に着手するとともに、地域づくり組織の設立を支援する。

I-3-(3)-④

取組名	市民サービスセンターの整備（南部地域）	所管課	市民協働・地域分権推進課
取組概要	南部地域に市民サービスセンターを整備する。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	検討	既存施設（御野場地域センターと南部公民館）の活用により市民サービスセンターの機能を確保するという方針に基づき、地域との協議を踏まえた適切な施設整備の実施に向け検討を重ねた。
	H24	実施	御野場地域センターを解体し、跡地に整備する（仮称）南部市民サービスセンターの本体工事に着手した。
	H25	継続実施	南部市民サービスセンターの本体工事を進めるとともに、南部地域づくり協議会を設立したことにより、市民協働・都市内地域分権の拠点施設の整備が進められた。
	H26	継続実施	南部市民サービスセンターを開設する。

I-3-(3)-⑤

取組名	地域センターのコミュニティセンター化	所管課	生活総務課
取組概要	地域の実情を踏まえながら、地域センターをコミュニティセンターへ移行する。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	実施	23年4月1日に、飯島、寺内、將軍野地域センターを単独コミュニティセンターへ移行した。
	H24	継続実施	太平、上北手、下北手、金足の各地域センターについて、地域住民と調整した結果、25年4月から上北手地域センターをコミュニティセンターへ移行する合意を得た。
	H25	継続実施	25年4月1日に上北手地域センターをコミュニティセンターへ移行したほか、他の地域センターは、コミュニティセンターへの移行について地域団体と調整を進めた。
	H26	継続実施	26年5月12日に御野場地域センターを南部市民サービスセンターの開設にあわせて廃止する。 また、各地域センターに関する地域団体および地域住民と調整を進め、合意の整った地域センターをコミュニティセンターへ移行する。

(4) 統廃合後の学校施設等未利用施設の利活用

未利用施設の有効活用を図るとともに、活用困難な施設の解体や土地売却を円滑に進めるための全庁的なシステムを構築する。

改革の効果	未利用施設の活用について、市のみならず民間活用や売却も含めた幅広い対応が可能となる。
-------	--

I-3-(4)-①

取組名	統廃合後の学校施設の利活用指針策定		所管課	教育委員会総務課
取組概要	統廃合後の学校施設の有効活用を図るため、利活用に関する指針を定める。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	利活用指針として「廃校舎等の利活用に関する要綱」および「『廃校舎等の利活用に関する要綱』の取扱いについて」を設定し、同要綱に基づき利活用策を公募した。	

23年度で完了

I-3-(4)-②

取組名	未利用施設にかかる利活用手法の構築および運用		所管課	管財課ほか未利用施設を所管する課所室
取組概要	未利用施設に関する情報の一元的な管理手法や民間利用を促進するための手法を構築し、未利用施設を有効活用するとともに、利活用が望めない未利用施設は処分する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	検討	施設保全台帳の整備状況を確認し、未利用施設の利活用の方向性や手順を取りまとめるための検討を行った。個々の未利用施設について利活用を検討したほか、FM関連の研修会を開催した。	
	H24	実施	未利用施設の現状と今後未利用となる施設について全庁的に調査し、利活用に係る課題等を整理したほか、一元管理のための利活用指針を策定した。また、民間事業者の利活用を促進するため条例一部改正を行った。廃校舎については、庁内外との調整を行い、上新城中学校ほか2校の方向性を決めた。	
	H25	継続実施	旧岩見三内支所を解体したほか、旧山谷小学校の利活用者を公募し、2者を選定した。また、雄和農村環境改善センター(旧雄和公民館)並びに旧上新城中学校の活用に向け、関係部局との利用調整を行った。	
H26	継続実施	雄和環境改善センターの利活用を図るため、耐震診断を行う。個別の未利用施設について、行政目的での利用を検討し、見込めない場合は民間活用に向け公募を行う。また、利活用が望めない未利用施設は処分する。		

(5) 公共施設のサービス等改善による利用率向上

公共施設の利用予約の利便性向上、施設間での情報共有体制の構築、使用目的の拡大などを検討する。

改革の効果	公共施設の利用率の向上が図られる。
-------	-------------------

I-3-(5)-①

取組名	公共施設案内予約システムの利便性向上	所管課	情報統計課
取組概要	公共施設の利用しやすさを高めるため、公共施設案内予約システムの利便性向上や対象施設の拡大を図るとともに、施設におけるIT環境の整備を進める。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	実施	北部・河辺・雄和の各市民サービスセンターを公共施設案内予約システムに登録した。また、未登録施設への導入については、費用対効果や施設の管理運営の面から検討した結果、現状のままとすることとした。

23年度で完了

I-3-(5)-②

取組名	文化施設における年間パスポートの発行	所管課	文化振興室
取組概要	施設の利用率向上を図るため、美術館など施設ごとに、発行日から1年間にわたって展覧会を何度でも観覧できる年間観覧券「年間パスポート」の発行を検討する。 (検討対象施設(分館、関連施設含))千秋美術館、赤れんが郷土館、佐竹史料館		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	検討	他都市の事例を調査したほか、市内文化施設における連携の可能性を探りながら、実施の方法について検討した。
	H24	準備手続	市立文化施設連絡会議で年間パスポートの発行について検討し、パスポートの発行が可能となるよう25年2月議会で条例改正を行った。
	H25	実施	年間パスポートの発行を開始した。

25年度で完了

I-3-(5)-③

取組名	秋田市民交流プラザの稼働率向上に向けたサービス等の改善	所管課	秋田市民交流プラザ管理室
取組概要	同プラザの有料貸出施設の稼働率向上を図るため、施設のPRやイベントの積極的な誘致、利用者ニーズにあわせた施設の改善など、ソフト・ハードの両面から取り組む。(平成19年度から21年度の平均稼働率:70.5%)		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	検討	企業等への訪問により、新規利用の開拓やイベント誘致に向けたPR活動を行うとともに、利用者ニーズを受け、一部音楽交流室を会議室としても利用できるよう運営方法をあらためた。 また、ホームページからSNSによる情報発信を始めるなど、アルヴェおよび秋田駅周辺のイベントPRに努めた。 (平成23年度稼働率実績:74.0%)
	H24	実施	施設利用に関して、貸出時間を1時間単位に細分化し、使用料の見直しを行った。さらに大規模催事における受付期間の弾力化など利用者サイドに立った見直しを行い、利用率の向上に努めた。また、市民交流プラザの利用率向上につながるよう秋田駅周辺情報の一元的な受発信を行うための環境整備を行った。 (平成24年度稼働率実績:77.4%)
	H25	継続実施	施設予約受付を民間に委託したほか、施設使用者(主催者)の利便性と中心市街地へのにぎわい創出等のため、専用使用する施設に応じて、屋外公用駐車場を無料で利用できるように基準を定めた。 26年度に2回目のリース契約期間が満了するアルヴェネットワークシステムについて、新たな機能を盛り込んだシステム構築に向け、検討を開始した。 (平成25年度稼働率見込:78.0%)
	H26	継続実施	アルヴェネットワークシステムの更新にあたっては、従来からの「独立専用型」のネットワークシステムを「クラウド型」で汎用性・拡張性の高いシステムへと移行することで、常に最新のIT環境を利用者に提供するとともに、大幅なコストダウンに努める。

4 受益と負担の適正化

(1) 受益と負担の適正化

本市が提供するサービスの利用に係る受益と負担の適正化を図るため、施設使用料や事務手数料の見直しなどを行う。

改革の効果	サービス利用に当たっての負担の公平性と適正性が確保される。
-------	-------------------------------

I-4-(1)-①

取組名	施設使用料の見直し	所管課	総務課ほか施設使用料を扱う課所室
取組概要	<p>各施設使用料の改定要否について検討を行い、改定が必要と判断される施設使用料から、順次、改定する。</p> <p>(見直し対象となる主な施設使用料) 大森山動物園入園料、中央卸売市場施設使用料、農林関係施設使用料、文化施設観覧料、スポーツ施設使用料、公民館使用料など</p>		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	準備手続	改定対象とした使用料について改定要否の検討を行い、改定が必要な施設使用料に関する条例を9月市議会に提出し、可決後に「広報あきた」や市のホームページ等を通じて市民への周知を行った。
	H24	実施	24年4月1日に使用料を改定した。また、改定対象から除外した施設について管理原価等を算定し、改定要否の検討を行った。
	H25	継続実施	今年度は指定管理者制度を導入している施設のコスト見直しを行う予定であったが、消費税率の引上げが決定したため、それに伴う対応を実施することとした。
	H26	継続実施	次の消費税率の引上げの動向を注視し、その対応を優先して行うこととする。

I-4-(1)-②

取組名	事務手数料の見直し	所管課	財政課ほか事務手数料を扱う課所室
取組概要	<p>各事務手数料の改定要否について検討を行い、改定が必要と判断される事務手数料から、順次、改定する。 (見直し対象となる主な事務手数料) 住民票にかかる交付手数料、各種課税証明書等の交付手数料、がん検診等の自己負担額、農林関係諸証明手数料など</p>		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	準備手続	改定対象とした手数料について改定要否の検討を行い、改定が必要な事務手数料に関する条例を9月市議会に提出し、可決後に「広報あきた」や市のホームページ等を通じて市民への周知を行った。
	H24	実施	24年4月1日に手数料を改定した。
	H25	継続実施	消費税率の引上げが決定したため、それに伴う対応を実施することとした。
	H26	継続実施	次の消費税率の引上げの動向を注視し、その対応を優先して行うこととする。

I-4-(1)-③

取組名	減免制度の見直し	所管課	お客様センター
取組概要	<p>下水道使用料などの減免制度の改正について検討し、見直しを図る。</p>		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	準備手続	文書による減免対象者への周知と広報・ホームページによる市民周知を実施した。また、規程、要綱を整備した。
	H24	実施	改正した制度の運用を開始した（これまでの減免対象者への経過措置として、見直し前の1/2減免を実施した。）。
	H25	継続実施	改正した制度の運用を開始した（これまでの減免対象者への経過措置として、見直し前の1/4減免を実施した。）。
	H26	継続実施	改正した制度を運用する。 (経過措置を終了し、生活保護および福祉減免等を廃止)

II 財政運営の改革

1 財政基盤の確立

(1) 中長期的な財政見通しに基づく財政運営の推進

毎年度、中長期財政見通しを作成、公表し、これを財政運営の指針としながら、選択と集中による適切な財源配分などを通じて、歳入に見合う歳出構造への転換を図る。

改革の効果	主要2基金（財政調整基金および減債基金）の取崩額が10億円程度に縮減される。 *平成22年度当初予算取崩額39.7億円
-------	---

II-1-(1)-①

取組名	中長期財政見通しの作成、公表		所管課	財政課
取組概要	毎年度末に中長期財政見通しを作成、公表し、広く周知するとともに、次年度予算編成の指針として活用する。 （取組スケジュール） 9～10月 前年度末に作成した中長期財政見通しを次年度の予算フレームに反映 2月 次年度予算編成後、中長期財政見通しの見直し 3月 公表			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	中長期財政見通しを24年度の予算フレームに反映し、予算編成を行った。また、25～34年度を期間とした中長期財政見通しを作成、公表した。 *23年度当初予算における主要2基金の取崩額 （目標：30億円以下 予算：29.8億円）	
	H24	継続実施	中長期財政見通しを25年度の予算フレームに反映し、予算編成を行った。なお、今後10年間の中長期財政見通しについては、25年度予算が骨格編成となったことから、参考として作成し、公表は行わなかった。 *24年度当初予算における主要2基金の取崩額 （目標：20億円以下 予算：20.0億円）	
	H25	継続実施	中長期財政見通しを次年度の予算フレームに反映するとともに、中長期財政見通しを見直し、公表した。 *25年度当初予算における主要2基金の取崩額 （目標：15億円以下 予算：15.0億円）	
H26	継続実施	中長期財政見通しを次年度の予算フレームに反映するとともに、中長期財政見通しを見直し、公表する。 *26年度当初予算における主要2基金の取崩額 （目標：10億円程度 予算：10.0億円）		

(2) 公会計改革の推進

新地方公会計制度に基づき作成している財務諸表の有効な活用方法を検討する。

改革の効果	市民が本市の財政状況をより詳しく把握できる。
-------	------------------------

Ⅱ－１－(2)－①

取組名	財務諸表の活用方法の検討		所管課	財政課
取組概要	新地方公会計制度に基づき作成している財務諸表について、内容の明確化や財政運営での効果的な活用方法を検討する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	検討	新地方公会計制度に基づき財務諸表を作成したほか、公有財産のうち、売払可能資産の洗い出しを行った。また、総務省で開催している「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」での議論などを参考に活用策について検討した。	
	H24	検討	新地方公会計制度に基づき財務諸表を作成・公表したほか、公有財産のうち、売払可能資産の洗い出しを行った。また、総務省で開催している「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」での議論や他都市の取組を参考に活用策について検討した。	
	H25	検討	新地方公会計制度に基づき財務諸表を作成、公表した。	
	H26	実施	国が新たな基準の導入と固定資産台帳のガイドラインの策定を検討していることから、その状況を踏まえた財務諸表等を作成するとともに、活用策を検討する。	

(3) 基金のあり方の見直し

各々の基金について、不測の事態に備えた弾力的な運用方法やあり方の見直しを行う。

改革の効果	各基金の存在意義と活用方針が明確となり、有効に活用される。
-------	-------------------------------

Ⅱ－１－(3)－①

取組名	統合、廃止を含めた各基金のあり方の検証	所管課	財政課
取組概要	各基金の存在意義をあらためて検証するほか、弾力的な運用や統合などの可能性を検討し、必要な見直しを行う。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	実施	設置目的や運用計画等に係る調査およびヒアリングを実施し、統合などの方針を庁議で決定した。また、方針に沿って統合等を行うために関係条例を改正した。
	H24	継続実施	見直し方針に基づき、4月1日よりふれあい福祉基金を地域振興基金へ統合したほか、土地開発基金の縮小等を行った。
	H25		
	H26	継続実施	庁舎建設基金については、公共施設の整備や維持修繕を目的とする新たな基金へ引き継ぐことを検討する。

(4) 公債費の縮減

市債の新規発行額を抑制するとともに、世代間の公平の観点から、長期の償還年数の選択による償還額の平準化などについて検討する。

改革の効果	一般会計市債残高が、平成22年度末残高見込額の1,455億円以下に抑制される。
-------	---

Ⅱ-1-(4)-①

取組名	市債発行額の抑制（市債依存度10%以下～抑制（臨時財政対策債を除く。））		所管課	財政課
取組概要	事業の年度間調整等により、市債発行額を抑制するとともに、償還額を考慮しながら市債残高の縮減を図る。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	<p>建設事業における計画段階からの事業費の精査、年度間または事業間調整を行い、市債発行額の抑制に努めた。</p> <p>（市債（臨時財政対策債を除く。）の状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市債発行額 目標：100億円以下 実績：80億円 ・市債依存度 目標：7.9%以下 実績：6.2% ・年度末残高見込額 目標：1,472億円程度 実績：1,415億円 	
	H24	継続実施	<p>建設事業における計画段階からの事業費の精査、年度間または事業間調整を行い、市債発行額の抑制に努めた。</p> <p>（市債（臨時財政対策債を除く。）の状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市債発行額 目標：100億円以下 見込：71億円 ・市債依存度 目標：8.2%以下 見込：5.4% ・年度末残高見込額 目標：1,460億円程度 実績：1,415億円 	
	H25	継続実施	<p>建設事業における計画段階からの事業費の精査、年度間または事業間調整を行い、市債発行額の抑制に努めた。</p> <p>（市債（臨時財政対策債を除く。）の状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市債発行額 目標：100億円以下 見込：69億円 ・市債依存度 目標：8.2%以下 見込：5.9% ・年度末残高見込額 目標：1,458億円程度 見込：1,412億円程度 	
	H26	継続実施	<p>引き続き事業費の精査や年度間調整等を行い、市債発行額の抑制に努める。</p> <p>（市債（臨時財政対策債を除く。）の状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市債発行額 目標：100億円以下 ・市債依存度 目標：7.9%以下 ・年度末残高見込額 目標：1,455億円程度 	

Ⅱ－１－(４)－②

取組名	事業に応じた償還期間設定による償還額の平準化		所管課	財政課
取組概要	後年度の影響額を試算し、事業に応じた償還期間の設定や、実施可能な場合の繰上償還等により、中長期的な市債償還額の平準化に取り組む。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	事業に応じた償還年数の設定について検討したほか、補償金免除繰上償還を実施した。 (元金償還額（臨時財政対策債を除く。）) 目標：１１５億円 実績：１１４億円	
	H24	継続実施	事業の内容に応じて長期の償還年数を適用し、償還額の平準化を図った。 (元金償還額（臨時財政対策債を除く。）) 目標：１１６億円 実績：１１６億円	
	H25	継続実施	事業の内容に応じて長期の償還年数を適用し、償還額の平準化を図った。 (元金償還額（臨時財政対策債を除く。）) 目標：１１５億円 見込：１１６億円	
	H26	継続実施	事業の内容に応じて長期の償還年数を適用し、償還額の平準化を図る。 (元金償還額（臨時財政対策債を除く。） １１３億円)	

(5) 市出資団体の経営の健全化・合理化

公社、第三セクターのさらなる経営改善を促進するとともに、競争力の強化と安定した経営基盤の確立を図るため、各団体の今後のあり方について検討する。

改革の効果	単年度収支が赤字である団体および市からの運営費補助を受ける団体が0になる。
-------	---------------------------------------

II-1-(5)-①

取組名	(財)秋田市総合振興公社と(財)雄和环境保全公社の統合に向けた取組	所管課	総務課 環境総務課
取組概要	廃棄物収集業務などの類似業務を扱う(財)秋田市総合振興公社と(財)雄和环境保全公社について、現状における経営状況等の検証と課題の整理を行い、経営の健全化・合理化を図るため、両団体を統合する。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	検討	両団体の統合に向け、公益法人制度改革への対応を踏まえたスケジュールや課題等について両団体と協議し、新法人移行後の26年度中に統合することとした。
	H24	検討	統合に先立ち、両団体の経営状況や人員等について確認を行った。
	H25	準備手続	平成27年4月1日の統合を目途に、主務官庁との実務協議、団体間との調整など、準備手続きを行った。
	H26	準備手続	両団体の統合に向けた具体的な手続きを行う。

Ⅱ－１－(5)－②

取組名	市出資団体の経営の健全化・合理化		所管課	総務課ほか市出資団体の所管課所室
取組概要	<p>市が出資する公社・第三セクターについて、団体の統合や人事交流などの方策を検討し、実施できる課題解決策から順次実施する。</p> <p>(対象団体 (所管課))</p> <p>① 太平山観光開発(株) (建設総務課)</p> <p>② 河辺地域振興(株) (観光物産課)</p> <p>③ (株)雄和振興公社 (観光物産課)</p> <p>④ (株)インフォメーションプラザ秋田 (情報統計課)</p> <p>⑤ (財)秋田市総合振興公社 (総務課)</p> <p>⑥ (財)秋田市駐車場公社 (都市総務課)</p> <p>⑦ (財)秋田市勤労者福祉振興協会 (商工労働課)</p> <p>⑧ (財)秋田観光コンベンション協会 (観光物産課)</p> <p>⑨ (財)雄和環境保全公社 (環境総務課)</p> <p>⑩ (財)秋田学術振興財団 (企画調整課)</p>			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	検討	各出資団体の経営状況や課題等を踏まえ、団体ごとの対応方針を検討した。	
	H24	準備手続	市出資団体として存続させる団体については、中長期的な経営計画の策定や組織体制の強化など、団体ごとの課題に応じた具体の対応策を実施した。また、廃止・清算することとした団体については、必要となる手続き等を確認し、廃止・清算に向けた準備等を行った。	
	H25	実施	市出資団体として存続させる団体については、団体ごとの課題に応じ、経営基盤の安定化に向けた具体の取組を実施した。また、(財)学術振興財団は平成25年6月21日に清算終了となり、(株)インフォメーションプラザ秋田は株主総会で平成26年3月31日をもって解散する方針が承認された。	
H26	継続実施	市出資団体として存続させる団体については、団体ごとの課題に応じ、経営基盤の安定化に向けた具体の取組を実施する。また、解散する団体については、清算に伴う手続きを実施する。		

(6) 公益法人制度改革への対応

市が所管する財団法人に関し、公益法人制度改革に適切に対応するため、各団体が移行すべき最適な法人区分を選択できるよう支援する。

改革の効果	全ての団体が最適な法人区分へ移行される。
-------	----------------------

II-1-(6)-①

取組名	公益法人制度改革への適切な対応		所管課	総務課ほか各財団法人の所管課所室
取組概要	<p>公益法人制度改革に伴う新たな法人区分への移行について、期限である平成25年11月30日までに各団体が最適な法人区分を選択し、移行できるように支援等を行う。</p> <p>(対象団体(所管課))</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (財)秋田市総合振興公社 (総務課) ② (財)秋田市駐車場公社 (都市総務課) ③ (財)秋田市勤労者福祉振興協会 (商工労働課) ④ (財)秋田観光コンベンション協会 (観光物産課) ⑤ (財)雄和环境保全公社 (環境総務課) ⑥ (財)秋田学術振興財団 (企画調整課) 			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	検討	各団体が実施する事業や経営内容および新法人移行にかかる県の個別相談会等の状況を踏まえ、24年度中の移行申請に向け、各団体が移行する法人区分を協議・検討した。	
	H24	実施	団体の解散を予定している(財)秋田学術振興財団を除き、すべての団体が、選択した法人区分に応じた移行申請を行い、25年4月に新法人へ移行できる見込みである。	
	H25	継続実施	25年4月1日に、解散した(財)秋田学術振興財団を除く全ての団体が新法人へ移行した。	

25年度で完了

2 歳入の確保

(1) 新規財源の開拓

市税をはじめとする自主財源が減少する中で、安定的に財源を確保するため、広告料、貸付料などの新規財源を開拓する。

改革の効果	平成21年度決算額30,374千円以上の歳入増が図られる。 *ふるさと納税、千秋公園さくらファンド、広告料、行政財産貸付料の合計額
-------	--

II-2-(1)-①

取組名	広告料、貸付料などの新規財源の開拓		所管課	財政課
取組概要	他都市の事例や民間の動向などから導入可能性を検討し、実施可能な取組について導入する。			
年度別 実施内容	年度	実施内容		
	H23	実施	主要な市有施設を所管する課所室長を構成員としていた秋田市広告収入庁内推進協議会を廃止し、行政改革推進員である各部局の次長等を委員とする全庁的組織として新規財源検討連絡協議会を設置した。同協議会においてメンバーが新規財源の開拓に向けた情報を共有し、継続した取組となるような仕組みづくりを行った。 目標額：34,684千円 決算額：53,884千円	
	H24	継続実施	他都市の事例を調査し、各部局に情報提供を行った。また、新規財源検討連絡協議会において、新規財源の導入可能性について検討を行い、対応方針を決定した。 目標額：63,300千円 決算額：68,722千円	
	H25	継続実施	24年度からの継続案件の検討を行うとともに、新規財源検討連絡協議会において、民間からの企画提案を受けるための窓口の設置について検討を行った。 目標額 65,600千円 歳入見込額 74,856千円	
	H26	継続実施	各部局の取組状況を共有すると共に、行政財産貸付料・広告料の導入の拡大、その他新規財源の導入の可能性について検討を行う。 (26年度目標額 68,000千円) ・ふるさと納税、千秋公園さくらファンド 1,800千円 ・広告料 29,100千円 ・行政財産貸付料 37,100千円	

(2) 適正な債権管理と未収金の解消

統一的なルールのもと、適正な債権管理を行うとともに、市が保有する未収債権について、その確実な圧縮を図る。

改革の効果	法的措置を含め、債権の種別に応じた徴収を行うことにより効率的な滞納整理が進められるとともに、毎年度、収入(納)率に関して適切に目標設定することで、未収金の縮減が図られる。
-------	---

Ⅱ-2-(2)-①

取組名	債権管理に関する指導・助言		所管課	特別滞納整理課
取組概要	秋田市債権管理条例や債権管理マニュアルに基づき、債権管理に関する指導、助言を行う。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	債権管理事務の手引を作成して全庁に公開し、同手引に従って債権管理を行うよう通知や研修会の実施を行い、周知を図った。また、滞納者宅への同行訪問の実施や債権管理事務に関する相談の受付など債権所管課に対して側面からの支援も行った。一方、回収努力をしてもなお回収が困難な事案について、同手引に従って債権を放棄する手続を初めて行った。	
	H24	継続実施	ヒアリングおよび通知を通して債権管理事務の手引の活用を促し、積極的な滞納整理について助言および指導を行った。また、事務処理に当たっての疑問点などについて随時相談を受け付けたほか、債務者に係る裁判所からの競売情報や破産情報を全庁に提供できる体制を整えて、早期の債権回収を図れるようにした。	
	H25	継続実施	債権管理に関する事務処理に当たっての担当者の疑問点などについて、引き続き相談に応じたほか、債権管理事務の手引の内容を見直し、特に質問や要望が多かった事項を中心に解説を加える等の改正を行った。また、延滞金の割合の引下げに伴い、関係する条例の改正を行うとともに、適正な延滞金の賦課について各課所室へ指導を行った。	
	H26	継続実施	引き続き、債権管理に関する指導、助言を行うほか、債権管理の事務処理に当たっての改善事項について研究していく。	

Ⅱ－２－(2)－②

取組名	目標収入(納)率の設定と取組の検証	所管課	特別滞納整理課
取組概要	前年度実績を上回る目標収入率を設定し、その達成に向けて取り組むとともに、各取組の検証を行い、次年度の対策へ反映させる。		
年度別 実施内容	年度	実施内容	
	H23	実施	年度当初に所管課に対して目標収入率を設定させて取組の強化を促し、ヒアリングを通じて収納状況を確認した上で検証を行った。
	H24	継続実施	未収金対策連絡協議会において「秋田市滞納整理計画」を策定し、26年度末までに未収金額10%の削減を目標に掲げて、各課所室にその達成を促した。また、ヒアリングを通して各年度の上半期・下半期ごとの収納状況の確認および検証を行った。
	H25	継続実施	上半期・下半期ごとにヒアリングを行って、個別の債権に係る目標収入率の達成状況および秋田市滞納整理計画の進捗状況の確認および検証を行った。
	H26	継続実施	秋田市滞納整理計画に沿った未収金の縮減を促すとともに、各年度ごとに設定した目標収入率の達成に向けた取組の検証を行って、達成状況が思わしくない課所室に対しては、助言および指導を強化していく。

Ⅱ－２－(2)－③

取組名	収入(納)率向上(市税)		所管課	納税課
取組概要	早期納付折衝や滞納処分を強化し、効率的な滞納整理に努める。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	<p>8月、10月、12月、3月の一斉文書催告と、9月、11月の税四課による一斉電話催告を実施し、現年度の収入未済額の圧縮に努めた。また、市県民税(普通徴収)および固定資産税の当初納税通知書に口座振替依頼書を同封したほか、北部地区の口座振替未加入者約6,700人に対して、8月から1月までに口座振替依頼書を送付し、口座振替加入促進を図った。</p> <p>(23年度目標収納率(現年分)) 97.7%</p> <p>(23年度実績収納率(現年分)) 97.8%</p>	
	H24	継続実施	<p>現年度収入未済額を縮減するため、早期の納付折衝を行うとともに、債権を中心に滞納処分を強化した。また、納期内納付推進のため、口座振替加入促進を図った。</p> <p>(24年度目標収納率(現年分)) 97.9%</p> <p>(24年度実績収納率(現年分)) 97.9%</p>	
	H25	継続実施	<p>現年度収入未済額を縮減するため、高額滞納事案については、例年より前倒しして早期折衝・早期滞納処分を実施した。また、納期内納付推進のため、口座加入促進を図った。</p> <p>(25年度目標収納率(現年分)) 97.9%</p> <p>(25年度見込収納率(現年分)) 98.2%</p>	
	H26	継続実施	<p>現年度収入未済額を縮減するため、高額滞納事案については、早期折衝・早期滞納処分を実施する。また、納期内納付推進のため、口座加入促進を図る。</p> <p>(26年度目標収納率(現年分)) 98.3%</p>	

Ⅱ－２－(2)－④

取組名	収入(納)率向上(国民健康保険税)		所管課	国保年金課
取組概要	滞納管理システムの有効活用や職員と国民健康保険普及員の連携強化により、効率的な滞納整理に努め、収納率の向上を図る。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	<p>5月、10月、11月、12月、1月、2月に一斉文書催告を実施し収納の確保に努めた。7月から9月には短期被保険者証および資格証明書世帯の現況把握のための相談の機会を設け、状況に応じて分割納付を勧めるなど滞納額の圧縮を図った。また二人の普及員により約5,000人に電話催告を実施し納付を促した。</p> <p>(23年度目標収納率(現年分)) 85.6%</p> <p>(23年度実績収納率(現年分)) 86.4%</p>	
	H24	継続実施	<p>5月、10月、12月、2月に各種文書催告を実施し収納の確保に努めた。7月から9月には短期被保険者証および資格証明書世帯に対して諸通知を発送し納付相談を促し、状況に応じて滞納整理を進め滞納額の圧縮を図った。また、預貯金調査、電話催告を実施し納付を促した。</p> <p>(24年度目標収納率(現年分)) 85.6%</p> <p>(24年度実績収納率(現年分)) 86.9%</p>	
	H25	継続実施	<p>5月、11月、1月、3月に各種文書催告を実施し、収納の確保に努めた。7月から9月には短期被保険者証および資格証明書世帯に対して諸通知を発送し、納付相談を促し、生活状況に応じて滞納整理を進め滞納額の圧縮を図った。また、預貯金調査、インターネット公売を実施した。</p> <p>(25年度目標収納率(現年分)) 85.6%</p> <p>(25年度見込収納率(現年分)) 87.1%</p>	
	H26	継続実施	<p>滞納管理システムを有効活用しながら滞納処分や一斉文書催告、訪問徴収を行う。</p> <p>(26年度目標収納率(現年分)) 87.35%</p>	

Ⅱ－２－(2)－⑤

取組名	収入(納)率向上(公営住宅使用料)	所管課	住宅整備課
取組概要	市営住宅家賃等の滞納者に対する調停や強制執行などの法的措置を効果的に実施するとともに、将来的に滞納させないための納期内納付の啓発等の取組を行う。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	実施	少額訴訟、調停などにより悪質な滞納の解消に努めた。納付忘れの防止の啓発パンフレットを配布した。 (23年度目標収納率(現年分)) 100% (23年度実績収納率(現年分)) 98.7%
	H24	継続実施	悪質な滞納者に対して、訴訟により明渡しの強制執行を実施したほか、戸別訪問による納付相談や納付忘れの防止の啓発パンフレットを配布した。 (24年度目標収納率(現年分)) 100% (24年度実績収納率(現年分)) 98.7%
	H25	継続実施	滞納者の生活状況に応じた支払ができるよう、個別に納付相談を実施した。また、悪質な滞納者に対しては明け渡しの強制執行を1件、給与差押えの強制執行を2件、民事調停を9件予定している。 (25年度目標収納率(現年分)) 99% (25年度見込収納率(現年分)) 98.7%
	H26	継続実施	引き続き、滞納者の生活状況に応じたきめ細かな納付相談を心がけるとともに、悪質な滞納者には訴訟を含めた法的措置を講じながら、関係課所室と連携して未収金の解消に努める。 (26年度目標収納率(現年分)) 99%

Ⅱ－２－(2)－⑥

取組名	収入(納)率向上(介護保険料)		所管課	介護保険課
取組概要	文書や電話による催告および口座振替の加入促進により収入未済額を圧縮し、効率的な滞納整理に努める。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	<p>65歳到達者への口座振替申込用紙の送付や広報によるPRを通じ、口座振替の加入促進を図った。特別滞納整理課と連携した高額滞納者に対する催告を行ったほか、文書や電話による一斉催告を実施した。</p> <p>(23年度目標収納率(現年分)) 98.3%</p> <p>(23年度実績収納率(現年分)) 98.5%</p>	
	H24	継続実施	<p>新規加入者全件へパンフレット、口座振替申込用紙を送付し、口座振替の加入促進を図った。また、電話および文書による納付催告、職員の現地訪問による納付折衝を実施したほか、次年度当初の速やかな債権移管に向けた高額滞納者の調査、選定作業を実施した。</p> <p>(24年度目標収納率(現年分)) 98.3%</p> <p>(24年度実績収納率(現年分)) 98.3%</p>	
	H25	継続実施	<p>新規加入者全件へパンフレット、口座振替申込用紙を送付し、口座振替の加入促進を図った。また、電話および文書による納付催告、職員の現地訪問による納付折衝を実施したほか、滞納折衝記録の整備を実施した。</p> <p>(25年度目標収納率(現年分)) 98.3%</p> <p>(25年度見込収納率(現年分)) 98.3%</p>	
	H26	継続実施	<p>引き続き、パンフレット等による口座振替の加入促進を図る。また、滞納者対策として、電話および文書による納付催告、職員の現地訪問による納付折衝を実施するとともに、重点的取組として、滞納折衝記録の整備を継続して行う。</p> <p>(26年度目標収納率(現年分)) 98.3%</p>	

Ⅱ－２－(2)－⑦

取組名	収入(納)率向上 (保育所保護費負担金)		所管課	子ども育成課
取組概要	保育料の滞納を未然に防止するための啓発や、滞納者に対する納付督促および滞納処分により、滞納額の解消、縮減を図る。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	<p>管理職を含めた一斉戸別訪問および電話による納付指導を行ったほか、公立保育所職員や私立認可保育所施設長等による納付や納付相談の働きかけをし、応じない滞納者に対する預貯金調査を実施した。</p> <p>また、新年度継続入所者に対する来庁による納付指導や新規入所者に対する口座振替の加入促進を図った。</p> <p>(23年度保育所保護費負担金収納率 (現年分))</p> <p>公立保育所分 目標：99.1% 実績：98.6%</p> <p>私立保育所分 目標：99.0% 実績：99.0%</p>	
	H24	継続実施	<p>管理職を含めた一斉戸別訪問および電話による納付指導を行ったほか、公立保育所職員や私立認可保育所施設長等による納付や納付相談の働きかけをし、応じない滞納者に対する預貯金調査や差押を実施した。</p> <p>また、新年度継続入所者に対する来庁による納付指導や新規入所者に対する口座振替の加入促進を図った。</p> <p>(24年度保育所保護費負担金収納率 (現年分))</p> <p>公立保育所分 目標：99.1% 実績：98.8%</p> <p>私立保育所分 目標：99.0% 実績：99.0%</p>	
	H25	継続実施	<p>管理職も含めた一斉戸別訪問および電話による納付指導を実施したほか、公立保育所職員や私立認可保育所施設長等による納付や納付相談の働きかけを行った。</p> <p>また、新年度継続入所者に対する、来庁による納付指導や新規入所者に対する口座振替の加入促進を図った。</p> <p>(25年度保育所保護費負担金収納率 (現年分))</p> <p>公立保育所分 目標：99.1% 見込：99.1%</p> <p>私立保育所分 目標：99.0% 見込：99.0%</p>	
	H26	継続実施	<p>管理職を含めた一斉戸別訪問及び電話による納付指導を実施するほか、公立保育所職員や私立認可保育所施設長等による納付や納付相談の働きかけをし、応じない滞納者に対する預貯金調査や差押を実施する。</p> <p>また、新年度継続入所者に対する来庁による納付指導や新規入所者に対する口座振替の加入促進を図る。</p> <p>公立保育所分 目標：99.1%</p> <p>私立保育所分 目標：99.0%</p>	

Ⅱ－２－(2)－⑧

取組名	収入(納)率向上 (医療費患者自己負担分)		所管課	医事課
取組概要	医療費患者自己負担分にかかる未収金発生を未然に防止するため、入院時の「入院願い」により、支払相談・未収金催促を強化するとともに、督促・催告・電話催促・面談催促・訪問催促・支払督促を活用して未収金の縮減を図る。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	未納患者が会計窓口に来た時点で面談を行い、納付を促す方式を開始した。また、未納患者宅を訪問して納入を促したほか、高額未納者の県外転出者を追跡調査して支払督促を利用した。 (23年度目標収納率(現年分)) 93.0% (23年度実績収納率(現年分)) 93.9%	
	H24	継続実施	救急外来の受診者の未収金発生を防ぐため、納入通知書を発行できる時間を大幅に延長したほか、医療費納入後に会計窓口で院外処方箋を渡す方式に改めた。 (24年度目標収納率(現年分)) 95.0% (24年度実績収納率(現年分)) 93.2%	
	H25	継続実施	条例に基づき督促状および催告状を送付したほか、外来予約者リストを基に、悪質な滞納者が来院した際、面談による納入催促を実施した。 また、救急外来での請求書発行や悪質滞納者に対する簡易裁判所への支払督促の申立てを行った。 (25年度目標収納率(現年分)) 95.0% (25年度見込収納率(現年分)) 93.0%	
	H26	継続実施	前年度に効果のあった取組を継続して実施するとともに、状況に応じて、随時、内容の見直し、新たな取組の検討を行う。 (26年度目標収納率(現年分)) 95.0%	

Ⅱ－２－(2)－⑨

取組名	収入(納)率向上(水道料金、下水道使用料等)	所管課	お客様センター
取組概要	水道料金、下水道使用料等の未収金回収を効果的に実施するため、支払督促制度の活用や、特別滞納整理課との連携による滞納処分等の検討も含めた滞納整理の強化を進め、未収金の縮減を図る。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	実施	休日・夜間も含め電話や訪問催告を通年で実施した。また、1月から3月に支払督促や滞納処分などを実施した。 (23年度目標収納率(現年分)) 92.4% (23年度実績収納率(現年分)) 91.4%
	H24	継続実施	休日・夜間も含め電話や訪問催告を通年で実施した。また、1月から3月に滞納処分などを実施した。 (24年度目標収納率(現年分)) 92.4% (24年度実績収納率(現年分)) 91.8%
	H25	継続実施	休日・夜間も含め電話催告や、管理職が同行しての訪問催告を通年で実施した。また、1月から3月に財産調査を実施した。 (25年度目標収納率(現年分)) 91.7% (25年度見込収納率(現年分)) 91.7%
	H26	継続実施	滞納整理について「お客様センター業務等の包括的民間委託」により、民間ノウハウを活用するとともに、成果評価の実施により収納率の向上の強化を図る。 未収金の縮減に向けて、支払督促制度の活用や、特別滞納整理課との連携による滞納処分等の実施を含めた滞納整理の強化を図る。 (26年度目標収納率(現年分)) 91.7%

(3) 未利用資産等の活用

市が保有する未利用資産等について、効果的な活用を図るとともに、保有の必要性がない資産は処分する。

改革の効果	効果的な財産活用と歳入増が図られる。
-------	--------------------

Ⅱ－２－(3)－①

取組名	土地など未利用資産の売却および貸付	所管課	管財課
取組概要	公有財産管理システムの活用により、未利用資産の売却や貸し付けを進める。 (目標面積 年2, 100㎡、目標額 年25, 000千円)		
年度別 実施内容	年度	実施内容	
	H23	実施	より円滑な売却等に向け、公有財産管理システムへの未利用地の情報を新たに登録した。また、管財課で保有する未利用地(普通財産)の公売を実施(5月、10月、11月)し、売却した。 売却面積 7, 927㎡ 売却金額 66, 717千円
	H24	継続実施	管財課で保有する未利用地(普通財産)の公売を実施(7月、11月、3月)したほか、定期借地権の設定による土地貸付が可能となるよう財務規則を改正した。 売却面積 10, 147㎡ 売却金額135, 930千円
	H25	継続実施	管財課で保有する未利用地(普通財産)の公売を実施した(6月、10月、2月)。 売却面積 10, 300㎡ 売却金額142, 878千円
	H26	継続実施	保有の必要性がない土地について、引き続き公売または随意契約による売払や貸付を行い歳入増を図る。

Ⅱ－２－(3)－②

取組名	有価証券の処分		所管課	管財課
取組概要	保有する有価証券の必要性を検討し、不要なものについては、時期を捉えて処分する。 (検討対象) ①石油資源開発(株) ②三菱マテリアル(株) ③東北電力(株) ④北海道電力(株) ⑤(株)秋田樺台ゴルフクラブ			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	検討	有価証券の保有の必要性を検討し、三菱マテリアル(株)、東北電力(株)および北海道電力(株)の有価証券に関する売却方針を決定した。	
	H24	実施	23年度に決定した方針に基づき売却を進めることとしていたが、リーマンショック、東日本大震災の影響から株価低迷が続いており、売却効果が期待できないため、当面は売却を行わないこととした。	

24年度で完了

3 歳出の見直し

(1) 効果的・効率的な行政経営の基盤となる事務事業評価の実施

事務事業を必要性、有効性、効率性、経済性の観点や総合計画に掲げる目標達成への貢献度から評価し、見直しや廃止等の方向付けを通じて、行財政全般の改善につなげる。

改革の効果	行政経営システムとして一体的に機能することにより、予算や人員の最適配分が図られる。
-------	---

II-3-(1)-①

取組名	事務事業評価の実施		所管課	企画調整課
取組概要	市の実施する事務事業を、必要性、有効性、効率性、経済性の観点と総合計画に掲げる目標達成への貢献度から評価し、各事務事業について「拡大実施」「現状通り継続」「執行方法の見直し」「縮小」「他事業と統合」「休・廃止」の方向付けを行う。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	22年度に実施した事業について、①22年度新規事業、②前年度評価結果が「現状通り継続」以外、③前年度評価結果が「現状通り継続」の3つに区分し、事務事業評価を行った。	
	H24	継続実施	23年度に実施した事業について、以下の手法により事務事業評価を行った。 ①全事務事業について、部局による自己評価 ②23年度新規事業（部局による自己評価および行財政改革実施会議による二次評価） ③22年度新規事業「現状通り継続」以外（②と同じ）	
	H25	継続実施	24年度に実施した事業について、以下の手法により事務事業評価を行った。 ①全事務事業について、部局による自己評価 ②24年度新規事業（部局の自己評価と行財政改革実施会議事務局会議における一次評価・市長決裁による二次評価） ③23年度新規事業のうち、評価が「現状通り継続」以外（②と同じ）	
	H26	継続実施	25年度に実施した事業について、事務事業評価を行う。	

(2) 補助金の見直し

補助金の費用対効果を検証するとともに、補助効果の低い少額補助金、運営費補助などについて精査し、見直しを行う。

改革の効果	適正な予算配分が図られる。
-------	---------------

II-3-(2)-①

取組名	補助金の見直し	所管課	企画調整課 財政課
取組概要	補助割合が1/2以上の補助率の高い事業について、市の関わりを勘案しながら率の削減を行うとともに、事業効果の低い100千円以下の少額補助金を原則廃止するほか、効果の検証が困難な団体運営費補助については事業費補助への移行を進める。		
年度別 実施内容	年度	実施内容	
	H23	実施	22年度見直し結果に基づいて、休廃止を含む23年度予算への反映を行った。また、事務事業評価等を通じて22年度見直し結果への対応状況の確認・検証を行った。
	H24	継続実施	事務事業評価結果や予算査定を通じて対応状況の確認を行った。
	H25	継続実施	事務事業評価結果や予算査定を通じて対応状況の確認を行った。
H26	継続実施	事務事業評価結果や予算査定を通じて対応状況の確認を行う。	

(3) 繰出金の見直し

一般会計から特別会計および企業会計への繰り出しについて、歳出の効率化等を進め、繰出金の見直しを行う。

改革の効果	適正な予算配分が図られる。
-------	---------------

Ⅱ-3-(3)-①

取組名	特別会計および企業会計を対象とした繰出金の積算の見直し		所管課	企画調整課 財政課
取組概要	国の基準に基づいた繰り出しを行うとともに、特別会計および企業会計の各会計について、独立採算の原則に即して歳入歳出全般にわたる検証により、基準内外を問わず繰出金を見直しする。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	独立採算の原則に基づき、安易に一般会計からの財政援助に依存しないよう、各部局に見直しを求め、その後の予算査定において、各項目を精査した。	
	H24	継続実施	独立採算の原則に基づき、安易に一般会計からの財政援助に依存しないよう、各部局に見直しを求め、その後の予算査定において、基準外繰り出しを精査した。	
	H25	継続実施	独立採算の原則に基づき、安易に一般会計からの財政援助に依存しないよう、各部局に繰出金を見直しを求めるとともに、予算査定において基準外繰出しの内容を精査した。	
	H26	継続実施	独立採算の原則に基づき、安易に一般会計からの財政援助に依存しないよう、基準内外を問わず繰出金の削減に向けて検討を行う。	

(4) 委託料の見直し

委託している業務について、委託料の積算根拠や委託手法の適否について見直しを行う。

改革の効果	適正な予算配分が図られる。
-------	---------------

Ⅱ－３－(4)－①

取組名	随意契約から一般競争入札への切り替え	所管課	企画調整課 財政課
取組概要	随意契約している委託業務のうち、契約金額50万円以上の業務について一般競争入札に切り替え、委託金額の見直しを図る。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	実施	22年度の見直し方針に基づき、競争入札への移行促進を図った。また、エレベーター保守管理業務委託について、契約の透明性の確保とトータルコスト縮減の観点から、従来のメーカー系列のメンテナンス会社との随意契約方式を見直し、独立系保守管理会社を含めた競争入札方式の導入を図った。
	H24	継続実施	22年度の見直し方針に基づき、競争入札への切り替えを図った。
	H25	継続実施	22年度の見直し方針に基づき、可能な業務について競争入札への切り替えを行った。
	H26	継続実施	切り替え可能な業務について、競争入札を実施する。

Ⅱ－３－(4)－②

取組名	随意契約の委託料削減	所管課	企画調整課 財政課
取組概要	随意契約から一般競争入札に切り替えることができない業務について、委託料を4年間で5%削減する。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	実施	22年度の見直し方針に基づき、26年度までの随意契約の委託料の5%削減計画の作成を促進した。
	H24	継続実施	26年度までの随意契約の委託料の5%削減計画を作成し、委託料の削減に取り組んだ。
	H25	継続実施	26年度までの随意契約の委託料5%削減計画に基づき、委託料の削減に取り組んだ。
	H26	継続実施	26年度までの随意契約の委託料5%削減計画に基づき、委託料の削減に取り組む。

(5) 職員給与等の見直し

特別職の職員等の給与および職員旅費の見直しを行う。

改革の効果	人件費および旅費の削減が図られる。
-------	-------------------

Ⅱ－３－(5)－①

取組名	特別職給料の削減	所管課	人事課
取組概要	社会経済状況、本市財政状況等の諸情勢を踏まえ、特別職の給料・期末手当を削減する。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	実施	市長、副市長、企業管理者、代表監査委員、教育長の給料および期末手当を削減した。 削減率… 市長 10% 市長以外の特別職 5%
	H24	継続実施	引き続き、市長、副市長、企業管理者、代表監査委員、教育長の給料および期末手当を削減した。 削減率… 市長 10% 市長以外の特別職 5%
	H25	継続実施	引き続き、市長、副市長、企業管理者、代表監査委員、教育長の給料および期末手当を削減した。 削減率… 市長 10% 市長以外の特別職 5%
	H26	継続実施	引き続き、市長、副市長、企業管理者、代表監査委員、教育長の給料および期末手当を削減する。 削減率… 市長 10% 市長以外の特別職 5%

Ⅱ－３－(5)－②

取組名	利用実態に応じた旅費の支給方法の見直し	所管課	人事課
取組概要	パック商品など、多様で割安な旅行商品を活用できるよう、旅費の運用ルールを整備する。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	実施	パック商品等の利用を促進するため、新たな運用ルールの適用を4月から開始した。

23年度で完了

(6) 行政委員会の委員報酬の見直し

行政委員会の委員報酬について、支給形態や支給額などの見直しを行う。

改革の効果	適正な報酬形態および支給額で支給される。
-------	----------------------

Ⅱ－３－(6)－①

取組名	勤務実態に応じた支給形態（月額制・日額制）と支給額の改正		所管課	人事課
取組概要	行政委員会の委員報酬について、各委員の業務内容や活動状況、委員が担う社会的責任の大きさなどを勘案し、他団体の動向を踏まえて報酬の支給形態と支給額を見直しする。 （検討対象（額はいずれも現行の報酬月額）） <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員 委員長 128,000円 委員 106,000円 ・選挙管理委員 委員長 71,000円 委員 55,000円 ・公平委員 委員長 11,000円 委員 9,000円 ・農業委員 会長 87,000円 会長代理 55,000円 <li style="padding-left: 20px;">委員 51,000円 ・監査委員 識見 224,000円 議会選出 56,000円 			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	準備手続	行政委員会委員の報酬について、支給形態と支給額を見直し、条例を改正した。	
	H24	実施	4月から改正後の条例に基づき実施した。	

24年度で完了

Ⅲ 組織・執行体制の改革

1 組織体制の見直し

(1) 組織機構の見直し

次期総合計画の施策体系に沿った合理的かつ効率的な組織機構のあり方を検討し、見直しを行う。

改革の効果	効果的かつ効率的な行政運営が可能になるとともに、市民にとってわかりやすく、利便性の高い組織機構となる。
-------	---

Ⅲ-1-(1)-①

取組名	組織機構の改正（子ども・子育て関連施策を一元的に所管する部門の新設）		所管課	総務課
取組概要	市民の利便性の向上と、子どもの健全育成、子育て支援の総合的かつ効果的な推進を図るため、子ども・子育て支援関連施策を一元的に執り行う子ども未来部を新たに設置する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	23年4月に子ども未来部を設置した。	

23年度で完了

Ⅲ-1-(1)-②

取組名	組織機構の改正（内部管理部門の整理、統合）		所管課	総務課
取組概要	経営資源の最適配分をより効率的に行うことができる行政経営システム体制の構築や、関連の深い業務の整理統合といった内部管理部門の効率化を図るため、企画調整部と財政部を統合し、企画財政部を新たに設置する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	企画調整部と財政部を統合し、23年4月に企画財政部を設置した。	

23年度で完了

Ⅲ-1-(1)-③

取組名	組織機構の改正（市民生活に密着した部門の整理、統合）		所管課	総務課
取組概要	市民協働・都市内地域分権のさらなる推進に取り組むことから、市民生活に密着した部門の市民生活部と地域振興部を統合する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	市民生活部と地域振興部を統合し、23年4月から新たな市民生活部を設置した。	

23年度で完了

Ⅲ－１－(1)－④

取組名	組織機構の改正（農商工連携を推進するための組織の検討）		所管課	総務課
取組概要	本市の農林水産業と商工業の一層の連携を図り、より付加価値の高い地元ブランドの商品開発と販路拡大などを通じて産業経済基盤を強化するため、農商工連携を推進するための部門を設置する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	検討	農商工連携の推進に向けた取組として、農林業分野における新事業の創出を支援する必要があると捉え、関連する取組を進める六次産業担当官を24年4月に設置することとした。	
	H24	準備手続	六次産業担当官を設置し、その取組状況等を検証した。	
	H25	準備手続	六次産業担当官を設置し、その取組状況等を検証した。	
	H26	準備手続	六次産業担当官の取組状況等を踏まえ、本市における農商工連携推進のための組織のあり方を検討する。	

Ⅲ－１－(1)－⑤

取組名	部局横断的な課題へ対応するためのポストの新設		所管課	人事課
取組概要	市役所組織がこれまで以上に部局間の連携を深め、柔軟かつ迅速に意思決定や業務遂行を進めるため、複数の部局をまたぐ課題に当たる際の迅速な初動やリーダーシップの強化および機動力の発揮のため、特命リーダーのポストを新設する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	6つの成長戦略を推進するため、平成23年4月1日付けで次長級職員6名に連携推進官の兼務発令をした。また、24年4月1日付けで（仮称）担当官を設置することとした。	

23年度で完了

Ⅲ－１－(1)－⑥

取組名	効率的な組織運営に向けた課所室規模の適正化 や担当の大括り化		所管課	総務課
取組概要	より効率的な組織運営のため、各課所室の適正規模や担当の職員数などについて検証し、実態を踏まえて課所室規模の適正化・担当の大括り化を図る。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	24年度機構改正作業において、現行の課所室規模に関して検討を行った結果、介護・高齢福祉課を二課体制にすることとし、規模の適正化を図った。	
	H24	継続実施	介護・高齢福祉課を、長寿福祉課および介護保険課の二課体制にすることにより、課所室規模の適正化を図った。また、25年度人事異動に向け、担当リーダーの配置および担当の大括り化についてヒアリングを行った。	
	H25	継続実施	26年度機構改正作業において、現行の課所室規模に関して検討を行った結果、上下水道局維持管理課における下水道維持係を下水道建設課に、下水道設備係を下水道施設課に、それぞれ移管することとした。	
	H26	継続実施	引き続き、各課所室の業務分析を行い、必要に応じて課所室規模の適正化を図る。	

(2) 職員数の適正化

現行の第三次秋田市定員適正化計画を改定し、適正な定員管理を行う。

改革の効果	適正な職員数となるとともに、人件費の削減が図られる。
-------	----------------------------

Ⅲ－１－(2)－①

取組名	第4次秋田市定員適正化計画の推進	所管課	人事課												
取組概要	<p>集中改革プランにおける職員削減の目標を達成したが、さらなる時代の変化に的確に対応すべく、第三次秋田市定員適正化計画の後期期間に向けた起点を設定し直し、平成27年4月1日までの5年間について第4次秋田市定員適正化計画（平成25年3月改訂）として推進する。</p> <p>また、計画の着実な推進のため、新規採用者数を前年度の退職者数の半数程度に抑制する。</p> <p>（第4次秋田市定員適正化計画における総職員数の推移）</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>平成22年4月1日</td> <td>3, 263人</td> </tr> <tr> <td>23年4月1日</td> <td>3, 211人</td> </tr> <tr> <td>24年4月1日</td> <td>3, 141人</td> </tr> <tr> <td>25年4月1日</td> <td>3, 056人</td> </tr> <tr> <td>26年4月1日</td> <td>3, 008人</td> </tr> <tr> <td>27年4月1日</td> <td>2, 963人</td> </tr> </table>			平成22年4月1日	3, 263人	23年4月1日	3, 211人	24年4月1日	3, 141人	25年4月1日	3, 056人	26年4月1日	3, 008人	27年4月1日	2, 963人
平成22年4月1日	3, 263人														
23年4月1日	3, 211人														
24年4月1日	3, 141人														
25年4月1日	3, 056人														
26年4月1日	3, 008人														
27年4月1日	2, 963人														
年度別 実施内容	年度		実施内容												
	H23	実施	<p>定員適正化計画に基づき、退職者の補充は必要最小限に抑え、22年度中の退職者163名に対し、23年4月1日までに106名を採用した。</p> <p>*23年4月1日現在職員数 3, 206人</p> <p>また、27年度期首の目標を維持しつつも、現在の経済雇用情勢を勘案し、採用年度を前倒し（平準化）することにより、23年度末の定年退職者86人に対して、新規採用予定者を本計画上の採用数を上回る45人とする採用計画を策定した。</p>												
	H24	継続実施	<p>退職者の補充は必要最小限に抑え、23年度中の退職者144名に対し、24年4月1日までに77名を採用した。</p> <p>*24年4月1日現在職員数 3, 139人</p>												
	H25	継続実施	<p>退職者の補充は必要最小限に抑え、24年度中の退職者200名に対し、25年4月1日までに101名を採用した。</p> <p>*25年4月1日現在職員数 3, 040人</p>												
	H26	継続実施	<p>27年度期首2, 963人を目指し、引き続き、新規採用者数を抑制する。</p> <p>*26年4月1日現在職員数 2, 561人（暫定）</p>												

(3) 職制の効率化

管理職の効率的な配置を、総数管理を行いながら進めるとともに、意思決定の迅速化の観点から、全体の職制の見直しを行う。

改革の効果	組織の機動力が高まるとともに、意思決定の迅速化が図られる。
-------	-------------------------------

Ⅲ-1-(3)-①

取組名	管理職層の複線型人事管理に向けた職制の整備	所管課	人事課
取組概要	管理職を試験による登用と選考による登用の2つの職群に分け、一方が市政における重要課題の解決に力を入れるのに対して、もう一方は高い専門性を活かした部下の指導力向上に主眼を置いた育成をするなど、職制の整備を行う。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	検討	複線型人事管理制度の構築に向け、参事を原則として担当の一員に位置づけるとともに、ライン職とスタッフ職の管理職手当に差をつけるなど、制度の内容を検討した。
	H24	実施	ライン職とスタッフ職の管理職手当に差をつける制度等を実施した。

24年度で完了

(4) 事務委任と職務権限の見直し

市長、副市長のマネジメントの役割を明確にするため、市長から副市長への事務委任の範囲等について検討する。

また、庁内分権の推進を図るため、部長、課長等の専決権限の拡大について検討する。

改革の効果	トップマネジメントの強化が図られるとともに、喫緊の課題等への機動的な対応が可能となる。
-------	---

Ⅲ-1-(4)-①

取組名	市長から副市長への事務委任の実施	所管課	総務課
取組概要	市長、副市長のマネジメントの役割を明確にし、トップマネジメントの強化を図るため、市長から副市長への事務委任の範囲等について検討する。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	検討	市長から副市長への事務委任の状況について、中核市を含めた他都市の状況を調査した。 調査の結果、実質的な事務委任の事例はわずかであり、実施の必要性および委任のあり方ならびに範囲等について、引き続き検討することとした。
	H24	実施	副市長等の専決事項を拡大したことにより、トップマネジメントの一定の強化が図られたことから、市長から副市長への事務委任は実施しないこととした。

24年度で完了

Ⅲ-1-(4)-②

取組名	部長、課長等への専決事項の拡大	所管課	総務課
取組概要	庁内分権を推進し、喫緊の課題等に機動的に対応できる意思決定の迅速化と各部局における責任体制の明確化を図るため、部長や課長等の専決事項を拡大する。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	検討	部長、課長等へ拡大可能な専決事項については、市長から副市長への事務委任の内容が影響することから、同取組と合わせて検討することとした。
	H24	実施	予算執行伺に係る副市長等の専決事項および支出命令書に係る部長・課長の専決事項を拡大するとともに、支出負担行為書に係る企画財政部への合議を不要とするなどの見直しを行い、関係例規を改正した。

24年度で完了

(5) 消防組織体制の見直し

都市形態や消防団組織の構成状況の変化への対応および多岐にわたる消防活動の環境整備のため、消防組織のあり方について見直しを行う。

改革の効果	災害対応力の充実強化が図られる。
-------	------------------

Ⅲ-1-(5)-①

取組名	消防組織機構の見直し		所管課	警防課
取組概要	署所の改築、都市形態、人口動態等を踏まえ、組織機構、車両配置および出動区分の見直しについて検討する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	検討	土崎消防署本署改築計画に伴い、配置替えする車両を選定した。また、出動区分については、道路環境整備状況を勘案しながら来年度も検討することとした。	
	H24	実施	新土崎消防署本署に配置替えする車両を決定するとともに、市全域の道路環境整備状況を勘案し、出動区分の見直しについて検討し、現時点での変更箇所を抽出した。なお、要綱改正および指令装置のプログラム変更については、平成27年度の新指令システム導入にあわせて実施することとした。	
	H25	継続実施	秋田市北部の防災拠点として5月に開署した新土崎消防署へ、緊急消防援助隊関係車両および水難救助関係車両を集約し一元管理すると共に、水難救助隊の出動体制を見直した。	
	H26	継続実施	人口減少が進む河辺・雄和地域について、秋田南消防署と河辺消防署の統合を検討する。	

Ⅲ－１－(5)－②

取組名	消防団の活動環境等整備の推進		所管課	消防本部総務課
取組概要	秋田市消防団組織等検討委員会が決定する消防団の班にかかる統廃合の方針に沿って、組織・機構の見直しを行う。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	下新城分団中野上班と中野下班の統合し、下新城分団中野班とした。	
	H24	継続実施	下新城分団笹島班と長岡班を統合し、下新城分団長岡笹島班とし、下新城分団青崎班と下小友班を統合し、下新城分団青崎下小友班としたほか、浜田分団自在山班と中村1班を統合し、浜田分団自在山班とした。	
	H25	継続実施	3分団において8班を統合し4班に、1分団において1班を廃止した。	
	H26	継続実施	秋田市消防団組織等検討委員会が示した方針に基づき、各分団や班の調整を行い、合意が得られた班について、統合を実施する。	

2 危機管理の強化

(1) 危機管理体制の充実

危機管理計画に基づき、市民の生命および財産の安全を守る危機管理体制のさらなる充実を図る。

改革の効果	危機発生時の被害を最小限に抑えることが可能になる。
-------	---------------------------

Ⅲ-2-(1)-①

取組名	危機管理計画および危機管理マニュアルの運用	所管課	防災安全対策課
取組概要	危機管理計画を策定し、運用を開始するとともに、計画を適宜見直す。また、部局ごとの危機管理マニュアル作成を促進する。		
年度別 実施内容	年度	実施内容	
	H23	実施	機構改革に伴い危機管理計画を修正するとともに、部局が作成した危機管理マニュアルを追加整備した。
	H24	継続実施	機構改革に伴い危機管理計画を修正するとともに、部局別危機管理マニュアルの点検・整備を促進した。
	H25	継続実施	機構改革に伴い危機管理計画を修正するとともに、部局別危機管理マニュアルの点検・整備を促進した。
	H26	継続実施	危機管理計画の適正運用、部局別危機管理マニュアルの整備促進および危機管理意識の醸成と訓練ならびに新たな危機への対応を実施する。

(2) コンプライアンスの推進

事務処理誤り等の未然防止を図るため、コンプライアンスを前提とした危機管理体制を整備する。

改革の効果	市民に信頼される市政運営の確保が図られる。
-------	-----------------------

Ⅲ-2-(2)-①

取組名	不祥事等の未然防止に向けた危機管理体制の構築	所管課	総務課
取組概要	コンプライアンスを前提とした危機管理体制を構築し、事務執行の適正化や効率化を図るとともに、不祥事や事務処理誤りを未然防止する。		
年度別 実施内容	年度	実施内容	
	H23	実施	危機管理体制の構築に向け、統括リスクマネージャー等を設置したほか、リスク対策を組み込んだ業務マニュアルの整備などリスク管理の取組を全庁的に実施した。また、内部統制に関する講演会を開催したほか、各課のリスクマネージャーを対象に業務リスクマネジメント研修を実施した。
	H24	継続実施	不適切な事務処理事案が発生した際の報告書の様式を定めるとともに、事案について庁内で情報共有するため統括リスクマネージャー会議を開催する体制を整えた。また、昨年度に引き続きリスク管理の取組を全庁的に実施したほか、外部講師によるリスク管理の取組に関する研修を行った。
	H25	継続実施	引き続きリスク管理の取組を全庁的に実施し、25年度末をもって、全てのマニュアルにリスク対策を組み込むこととした。また、不適切な事務処理事案が発生した際は、統括リスクマネージャー会議および「リスク管理DB」により情報共有を図るとともに、事務の適正化専門部会において発生原因を検証・分析し、根本的なミス防止に向けた対策を関係課所室で実施した。
	H26	継続実施	リスク対策を組み込んだマニュアルの効果的な活用や見直し作業の実施について全庁に働きかけるほか、事務処理ミスの発生原因や対応策を全庁で情報共有する取組について引き続き実施する。

(3) 防火対策推進施策の充実

防火対象物における火災発生危険や人命危険を低減させるための査察体制を強化するとともに、放火による火災の低減を目指した放火防止対策を推進する。

改革の効果	火災発生危険・人命危険のおそれのある防火対象物が減少するとともに、火災件数に占める放火割合が低減される。
-------	--

Ⅲ－２－(3)－①

取組名	査察体制の充実強化		所管課	予防課
取組概要	査察の質的向上を図るため、予防技術資格者の育成や査察技術向上のための研修制度を充実させ、適正な立入検査および違反処理体制を構築する。			
年度別 実施内容	年度	実施内容		
	H23	実施	予防技術検定合格者のうち10名（防火査察専門員5名、消防用設備等専門員4名、危険物専門員1名）を新たに予防技術資格者として認定（資格者合計84名）し、研修を実施したほか、秋田県消防長会主催の違反是正事例研究会への参加等により、技術力の向上を図った。また、違反対象物の立入検査を重点的に実施し、不備欠陥事項に対する是正指導を行った。	
	H24	継続実施	予防技術検定合格者のうち6名（防火査察専門員5名、危険物専門員1名）を新たに予防技術資格者として認定（資格者合計90名）し、適正な立入検査および違反処理体制の構築を図るため予防技術者研修を実施した。また、1月には違反是正事例研究会を開催した。	
	H25	継続実施	予防技術検定合格者のうち1名（防火査察専門員）を新たに予防技術資格者として認定（資格者合計90名）した。また、適正な立入検査および違反処理体制の構築を図るため予防技術者研修および違反是正事例研究会を開催するとともに、消防庁主催の違反是正の推進に係る実務研修（川崎市消防局、仙台市消防局）に職員2名を派遣した。さらに、違反処理体制を強化するため各消防署に違反処理管理者を配置した。	
H26	継続実施	引き続き、予防技術資格者の認定や査察技術向上のための研修等の充実を図り、適正に査察を実施する。		

Ⅲ－２－(3)－②

取組名	放火火災防止対策の推進		所管課	予防課
取組概要	<p>放火火災に関する情報を市民へ提供し、放火に対する防火意識の高揚を図るとともに、地域における放火危険性を検証し、その結果をもとに放火危険要因を排除するなど、放火されない環境づくりを推進する。</p> <p>(本市における火災件数に占める放火割合)</p> <p>平成22年 20.5% (21年全国平均は21.9%)</p> <p>平成26年 15.0%未満(目標値)</p>			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	<p>消防団の協力を得て春と秋の火災予防運動期間中に放火防止対策についてのチラシを配布したほか、テレビやラジオ等を活用し市民への広報を実施した。放火火災防止対策モデル地区においては講話の実施、チラシの配布、のぼり旗を設置し放火火災防止の普及啓発を行なった。</p> <p>(本市における火災件数に占める放火割合)</p> <p>平成23年実績：22.4%</p>	
	H24	継続実施	<p>23年度と同様に実施したほか、各消防署において巡回警戒を実施した。放火火災防止対策モデル地区や放火火災が発生した地区に、センサーライトやのぼり旗等を設置し、放火火災防止に努めた。</p> <p>(本市における火災件数に占める放火割合)</p> <p>平成24年実績：11.6%</p>	
	H25	継続実施	<p>24年度と同様に実施したほか、放火火災が発生した市の管理する公園にセンサーライトやのぼり旗を設置し、放火火災防止に努めた。</p> <p>(本市における火災件数に占める放火割合)</p> <p>平成25年実績：8.0%</p>	
	H26	継続実施	<p>25年度と同様に発生地域を重点とした広報に努める。</p>	

3 人事制度の見直しと職員の資質向上

(1) 人事評価結果の活用の検討

人事評価結果を任用等の基礎として活用するための仕組みを検討する。

改革の効果	職員の任用等に係る透明性および公正性が高まる。
-------	-------------------------

Ⅲ-3-(1)-①

取組名	部長級職員の勤勉手当への反映	所管課	人事課
取組概要	部長級職員の人事評価の結果を、勤勉手当の支給率の決定に活用する。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	実施	市長事務部局の部局長級職員の人事評価結果を、翌年度6月勤勉手当の支給率決定に反映させる改正を行った。
	H24	継続実施	前年度の評価結果を6月勤勉手当に反映させたほか、今後も継続して実施することとした。

24年度で完了

(2) 職員研修の見直し

高い使命感、倫理観、意欲を持ち、的確に業務を遂行できるよう、職員の資質向上を図るための研修を充実する。

改革の効果	職場の組織力、職員力の向上が図られる。
-------	---------------------

Ⅲ-3-(2)-①

取組名	秋田市職員研修基本計画の改訂	所管課	人事課自治研修センター
取組概要	新しい総合計画や行政改革大綱を推進するための職場のニーズ等をふまえ、職員の資質向上や職場の組織力向上をめざした職員研修を実施するため、秋田市職員研修基本計画の内容を改める。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	実施	職員研修基本計画を23年3月に改訂し、計画書を全庁に配付するとともに市HPに掲載した。

23年度で完了

Ⅲ－３－(2)－②

取組名	実務分野の科目拡大など職員研修の充実		所管課	人事課自治研修センター
取組概要	職員の業務遂行能力や政策形成能力の向上、職場の活力増進を図るため、実務に役立つ科目の設定や職場での実践活動を促す取組、職員の健康管理への支援、受講後のフォローアップの充実などを進める。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	業務リスクマネジメント研修やCS向上窓口改善研修などを新たに実施し、実務に役立つ科目の設定や職場での実践活動を促す取組を進めた。	
	H24	継続実施	全庁的なリスク管理の一環として業務ミス防止研修を実施したほか、接遇強化を図るため電話対応の覆面調査と職場での改善実践活動を取り入れた接遇研修を新たに実施した。	
	H25	継続実施	全庁的なリスク管理の一環として業務ミス防止研修を実施したほか、接遇強化を図るため電話対応と窓口印象度の覆面調査に基づく職場での改善実践活動を取り入れた接遇窓口改善研修を実施した。	
	H26	継続実施	科目や内容を適宜見直しながら実施する。	

(3) 多様な働き方を可能とする人事制度の活用促進

育児休業、高齢者部分休業および育児短時間勤務等の休業・短時間勤務制度の活用を促進する。

改革の効果	組織の活性化、職員の意欲向上および時間管理の効率化が図られる。
-------	---------------------------------

Ⅲ－３－(3)－①

取組名	任期付職員の採用		所管課	人事課
取組概要	任期付職員は国体開催時の採用にとどまっているが、今後は、美短の4年制大学化や新庁舎建設など一時的な業務量の増加が見込まれ、組織の活性化を図るとともに職員数の肥大化を防止するためにも、任期付職員を積極的に採用する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	23年12月2日付けで任期付職員（任期は26年3月31日まで）を3人採用した。	
	H24	継続実施	24年10月1日付けで任期付職員（任期は27年3月31日まで）を11人採用した。	
	H25	継続実施	25年4月1日付けで起業創業支援担当課長を採用したほか、同年7月1日付けでICT推進担当課長を採用した。	
H26	継続実施	一時的な業務量の増加など必要に応じて実施する。		

Ⅲ－３－(3)－②

取組名	男性職員の育児休業取得率10%に向けた取組		所管課	人事課
取組概要	女性職員の育児休業取得率が高い(97%、21年度)一方、男性職員の取得率が極めて低い(0%、同)ことから、通常の育児休業よりも取得要件を緩和した『産後パパ育休』の活用促進などにより、男性職員の取得率向上を図る。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	特定事業主行動計画に基づく取組として、育児休業取得可能な男性職員に対し、制度の周知を図った。 (23年度育児休業取得率) 4.4%	
	H24	継続実施	" (24年度育児休業取得率) 5.4%	
	H25	継続実施	" (25年度育児休業取得率) 4.1%(暫定)	
H26	継続実施	特定事業主行動計画に基づく取組を引き続き実施する。		

4 電子自治体の推進

(1) 電子自治体の推進

システムのオープン化やクラウド化などに向けた基幹システム等の見直しを検討するとともに、ファイルサーバーの容量を拡大し、情報インフラを整備する。

また、インターネットを通じて各種申請や手続を行うことができる項目を増やすなど、電子申請サービスを拡充する。

改革の効果	安定したシステム運用と調達コストの低減が図られる。 また、電子申請の利用率の向上が図られる。
-------	---

Ⅲ-4-(1)-①

取組名	I Tエキスパートによるシステムの見直しおよび最適化		所管課	情報統計課
取組概要	情報システム全体の最適化を図るため、公募のI Tエキスパートによりシステム調達のあり方を見直すとともに、増大する行政情報処理に対応するため、情報インフラ整備の一環としてファイルサーバーの容量を拡大する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	最適化を図るため、基幹システム、行政情報ネットワークシステムの契約を見直したほか、随意契約から可能なものについて入札方式に切り替えた。また、ファイルサーバーの容量を従前の3倍に拡大した。	
	H24	継続実施	庁内のサーバー統合の可能性調査を行ったほか、膨大な量の工事関係の図面などを保存し、関係課間で利用するため、25年度の新たなファイルサーバー設置に向けた予算要求を行った。	
	H25	継続実施	ファイルサーバーを設置し、電子納品を可能とした。また、I Tエキスパートとして、I C T推進担当課長を公募の上、25年7月1日に情報統計課に配属し、システム関連の新たな調達や改修等について、同担当課長と事前協議を行うことにより、システム関連の適正な業務執行に努めた。	
	H26	継続実施	情報システムの最適化を進めるため、庁内の各課所管の物理サーバーの統合を行う。	

Ⅲ-4-(1)-②

取組名	電子申請サービスの拡充		所管課	情報統計課
取組概要	<p>住民の利便性向上に資するため、これまでの実績を検証し、他都市の状況や市民ニーズを踏まえながら、電子申請サービスの拡充を図る。</p> <p>(現在実施している電子申請サービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市民の声 ② 市民の声 (モバイル版) (24年度追加) ③ 市役所見学等申込み (23年度追加) ④ ふるさと納税申込み (24年度追加) ⑤ 水道の使用開始の申込み ⑥ 水道の使用中止の申込み ⑦ 公共下水道の私道内設置申請に関する説明会申込み ⑧ 野外音楽堂の使用許可 ⑨ 食品関係廃業 (休業) 届出 ⑩ 消費生活出前講座申込書 ⑪ 防災訓練申込書 ⑫ 応急手当指導員の派遣依頼 ⑬ 道路占用者住所・氏名等変更届 ⑭ 介護給付費過誤申立依頼 ⑮ 介護予防サービス計画作成 (変更) 届出 ⑯ 介護予防サービス計画作成 (変更) 届出 (小規模多機能型用) ⑰ 居宅サービス計画作成 (変更) 届出 ⑱ 居宅サービス計画作成 (変更) 届出 (小規模多機能型用) ⑲ 介護保険負担限度額認定申請 			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	広報広聴課 (社会見学等の申請) の業務の一部を電子申請化した。スマートフォン等も含めた複数のブラウザに対応できるよう、電子申請様式を修正した。	
	H24	継続実施	携帯電話・スマートフォンから「市民の声」を利用できるように電子申請システムを改修した。また、粗大ごみの収集や水道の名義変更等の諸手続が電子申請システムで行えるよう関係部局と調整した。	
	H25	継続実施	道路除排雪に関する情報等受付、高齢者等の間口除排雪登録申し込み、乳がん検診の集団検診申し込み、乳がん検診のマンモグラフィ検査などの限定期間の申請業務を新たに加えたことにより22件の業務で電子申請可能となった。	
	H26	継続実施	簡易な事務手続きなどでの来庁者や電話をできるだけ減らすため、市民ニーズと比較的電子申請化しやすい業務とのマッチングを担当者と協議し、庁内の洗い出しを行い、できるものから実施していく。	

Ⅲ－４－(1)－③

取組名	医療機関等へ発出する文書のペーパーレス化		所管課	保健総務課
取組概要	医療に関する注意喚起や周知等に関する国や県が発出する文書について、医療機関への通知方法を電子媒体による手法に切り替える。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	7月に全国保健所長会政令48市を対象に医療機関への通知方法等の状況を、また、11月に市内の対象医療施設に対し周知文書等の受取方法に関するアンケート調査をそれぞれ実施した。調査結果を踏まえ、電子通信機器で対応可能な施設へ電子メール等による通知を開始した。	

23年度で完了

(2) 工事関連業務の電子化

業務の合理化、効率化や情報の共有化を図るため、公共工事設計積算業務や工事完成図書類の納品について電子化を推進する。

改革の効果	省スペース化やペーパーレス化によるコスト縮減、電子納品による情報の共有化および施設の維持管理の効率化が図られる。
-------	--

Ⅲ－４－(2)－①

取組名	工事関連業務の電子納品化		所管課	公共施設監査保全室
取組概要	秋田県等が導入しているシステムの検討や利用者アンケート等の実施により、秋田市の現状に適した工事関連業務の電子化を推進する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	検討	他都市の動向を調査した。本市の現状に適したシステムを検討した。	
	H24	準備手続	完成図書類のフォルダ構成等を定めた電子納品要領案を作成したほか、電子納品されたCD-Rのフォルダ構成やファイル形式等について電子納品要領案の仕様に基づいているか確認した。また、情報統計課と協議して電子納品されるデータは庁内LANサーバーを増強して格納することとした。	
	H25	実施	「工事完成図書の電子納品等要領」および「取扱いについて」を策定し、平成26年1月1日から施行した。	
	H26	継続実施	実施内容の検証および改善を行う。	

5 地方公営企業等の改革

(1) 市立病院の経営形態の見直し

市立秋田総合病院中期経営計画(平成21年2月策定)に基づく経営の健全化を進める中で、経営形態の基本的な事項について整理を行い、最適な経営形態への移行について検討する。

改革の効果	良質で安全な医療の継続的な提供が図られる。
-------	-----------------------

Ⅲ-5-(1)-①

取組名	市立秋田総合病院の地方独立行政法人への移行	所管課	病院法人移行準備室 (市立病院総務課)
取組概要	市立秋田総合病院の経営形態検討報告書(24年8月提出)で市立病院にもっともふさわしい経営形態は地方独立行政法人であるとの結論に至ったことから、患者サービスの向上と経営の効率化を図り、良質で安全な医療を提供し続けるため、26年4月を目途に地方独立行政法人への移行を目指す。		
年度別 実施内容	年度	実施内容	
	H23	検討	経営形態検討委員会および外部有識者からなる委員会を開催し、市立病院の経営形態の検討に係る基本的な考え方と主な視点に基づき、5つの経営形態についての比較、検討を行い、最適な経営形態として地方独立行政法人に絞り込んだ。
	H24	実施	市立病院にとって最適な経営形態は地方独立行政法人であるとの結論に至った報告書を受け、26年4月を目途に市立秋田総合病院の独立行政法人化を目指すこととし、10月1日に病院法人移行準備室を設置し、3月14日には定款が議決された。 また、独立行政法人化後の人事給与制度等を検討したほか、中期目標等の検討を行う法人設立委員会を設置した。
	H25	継続実施	市が法人の達成すべき中期目標を定め、その目標を具体化するための中期計画を定める。中期目標および中期計画等の策定に当たっては、評価委員会の意見等を踏まえつつ、議会からなどの意見も可能な限り反映した。 年度計画、業務方法書および就業規則などの各種規程等を整備するほか、市からの権利義務の承継を確定させ、重要財産条例や職員引継条例の議決を受け、法人の財産基盤を確立させるなどの諸準備を行った。
H26	継続実施	県への法人の認可申請等を経て、26年4月1日に地方独立行政法人として開院する。	

(2) 美術工芸短期大学のあり方の検討

4年制大学化や公立大学法人化など、美術工芸短期大学のあり方に関する検討を進めるとともに、大学の質の向上を図る。

改革の効果	大学における教育内容の充実と効率的かつ安定的な経営が図られる。
-------	---------------------------------

Ⅲ-5-(2)-①

取組名	4年制大学化および公立大学法人化	所管課	企画調整課
取組概要	大学の競争力を高め、就職市場での評価を向上させ、人材育成という教育目標を高度な次元で達成し、芸術・文化をいかしたまちづくりに貢献するためには、4年制大学化が最も有効であると考えられることから、可能な限りコストを抑制しつつ、十分な質を備えた4年制大学の設置および公立大学法人化を実現する。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	準備手続	4年制大学設置準備委員会を設置し、そこでの審議を経ながら新大学の基本構想を取りまとめるとともに、法人化の基本方針等の策定に向けた検討を進めた。また、文部科学省等との事前協議を行うとともに、高校生・事業所へのニーズ調査など必要な資料の作成を行い、25年4月開学に向けて設置認可申請書類を提出した。
	H24	準備手続	4年制大学設置準備委員会のほか、新たに設置した法人の評価委員会において、中期目標・中期計画などの重要事項を審議したほか、定款や関係例規の制定・改廃、基礎的財産の承継、既存教員の引継、新規職員の採用、財務会計・人事給与システムの構築などの準備を行い、県から法人設立認可を受けた。 また、文部科学省による審査に対応して必要な教員の補充などを行い、大学設置の認可、教職課程の認定、学芸員養成課程の確認を得た。さらに、高校訪問・進学説明会・オープンキャンパスのほか、各種媒体を用いたPR活動を行うとともに、入学者選抜試験を実施し、入学者を確保した。
	H25	実施	公立大学法人が運営する4年制大学として開学した。

25年度で完了

(3) 卸売市場のあり方の見直し

効率的で柔軟な運営が可能となる地方卸売市場への転換を進めるとともに、指定管理者制度を導入する。

改革の効果	各種規制緩和により効率的な取引が行われ、市場の活性化が図られる。
-------	----------------------------------

Ⅲ-5-(3)-①

取組名	青果部、水産物部の地方卸売市場への転換	所管課	市場管理室
取組概要	開設する3部門のうち、青果部および水産物部について地方卸売市場への転換を進める。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	準備手続	地方化に向けて、国や県への事務手続きおよび報告を行った。また、公設地方卸売市場に係る条例や規則の整備等を行った。
	H24	実施	24年4月1日に、青果部および水産物部を「秋田市公設地方卸売市場」へ転換した。

24年度で完了

Ⅲ-5-(3)-②

取組名	指定管理者制度の導入	所管課	市場管理室
取組概要	卸売市場の管理運営について、青果部および水産物部の地方化と同時に指定管理者制度を導入する。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	準備手続	「秋田市公設地方卸売市場」に係る管理、運営を指定管理者に行わせることができる旨を規定した条例を整備した。また、指定管理者の候補者を選定し、12月議会で可決された。
	H24	実施	24年4月1日から「秋田市公設地方卸売市場」に指定管理者制度を導入した。

24年度で完了

Ⅲ－５－(3)－③

取組名	花き部の地方卸売市場への転換にかかる検討		所管課	市場管理室
取組概要	市場運営の効率化や自由度の高い取引環境づくりの観点から、花き部の地方卸売市場への転換について検討を行う。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	検討	卸業者の代表者に、同部門の地方卸売市場転換への打診を再度にわたり行った。	
	H24	検討	引き続き、卸業者の代表者に、同部門の地方卸売市場転換への打診を行った。	
	H25	検討	引き続き、卸業者の代表者に、同部門の地方卸売市場転換への打診を行った。	
	H26	準備手続	同部門の関係者と協議を行う。	

(4) 上下水道局の経営改革

地方公営企業として経済性を発揮する視点から、適正な定員管理、施設の統廃合などを進めるとともに、包括的民間委託導入の検討を進め、効率化を図る。

改革の効果	経営の健全化が図られる。
-------	--------------

Ⅲ－５－(4)－①

取組名	職員数の適正化	所管課	上下水道局総務課
取組概要	地方公営企業の経営の効率化を図るため、定員適正化計画に基づき、適正な定員管理を行う。 (定員適正化計画における上下水道局の職員数の推移) 平成22年4月1日 218人 23年4月1日 215人 24年4月1日 211人 25年4月1日 208人 26年4月1日 204人 27年4月1日 200人		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	実施	業務量に応じた職員配置の適正化を図り、計画より1人少ない214人とした。 *23年4月1日現在職員数：214人
	H24	継続実施	業務量に応じた職員配置の適正化を図り、計画より5人少ない206人とした。 *24年4月1日現在職員数：206人
	H25	継続実施	業務量に応じた職員配置の適正化を図り、計画より9人少ない199人とした。 *25年5月1日現在職員数：199人
	H26	継続実施	業務量に応じた職員配置の適正化を図り、引き続き定員管理に取り組む。 *26年4月1日現在職員数：183人(暫定)

Ⅲ－５－(４)－②

取組名	包括的民間委託の実施		所管課	上下水道局総務課
取組概要	現在、個別に委託している施設の維持管理や料金に関する業務などについて、コストの縮減や効率化を図るため、業務の内容や関連性などを考慮しながら複数の業務を一括して業者に委託する包括的民間委託を導入する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	検討	お客様センターが所管している業務を対象に、他都市調査および先進地視察を行いつつ、実態からみて委託可能な業務の検討および課題の整理を行った。	
	H24	準備手続	課題への対応について調査・検討し、委託業務内容および水準書等を決定した。	
	H25	準備手続	「お客様センター業務等の包括的民間委託」に関する契約および移行準備を進めた。	
	H26	実施	「お客様センター業務等の包括的民間委託」により業務を開始する。	

Ⅲ－５－(４)－③

取組名	八橋下水道終末処理場のあり方に関する検討		所管課	上下水道局総務課
取組概要	同処理場が流域下水道終末処理場に近接しており、両処理場を統合することで効率的で経済的な下水処理が行える可能性があることから、施設の改築、更新時の選択肢の一つとして流域下水道への接続の可否を検討する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	実施	施設計画案に基づく経済比較を行い、概ねの整備方針案を策定した。	
	H24	継続実施	整備方針を県と協議し、流域下水道へ汚水接続することで決定した。これにより八橋処理場は雨水処理場として存続させ、県は平成32年度までを目標として流域下水道終末処理場での受入準備を進めることとした。	

24年度で完了

Ⅲ－５－(４)－④

取組名	浄水場の整理・統合		所管課	水道建設課
取組概要	水需要に対応した効率的な施設運営を行うため、浄水施設を整理、統合する。			
年度別 実施内容	年度		実施内容	
	H23	準備手続	雄和地域では、仁井田浄水場からの浄水を送る送水管の布設、ポンプ場の築造、遠隔監視設備の整備を行った。河辺地域では、24年度に行う浄水場の整理・統合に関する設計を委託した。	
	H24	実施	雄和地域では、雄和・清水木浄水場の浄水機能を停止し、取水・浄水施設の撤去の設計を委託した。河辺地域では、送水管の布設やポンプ設備および遠方監視設備を整備し、和田浄水場を廃止した。	
	H25	継続実施	旧雄和浄水場取水施設について、河川管理者（国土交通省）及び道路管理者（秋田県）に工事の詳細を説明し、撤去方法や交通規制等に関し協議を行った。	
	H26	継続実施	旧雄和浄水場の取水施設の撤去工事を行う。	

(5) 大森山動物園会計のあり方の検討

公園と一体化した大森山自然動物公園構想を見据え、特別会計としてのあり方を検討する。

改革の効果	公園と動物園の一体的な管理運営により、予算および人員の効率化が図られる。
-------	--------------------------------------

Ⅲ－５－(5)－①

取組名	特別会計としてのあり方の検討	所管課	大森山動物園
取組概要	一般会計で実施している大森山公園にかかる事業と特別会計で実施している大森山動物園にかかる事業について、今後、両事業を一体化して進めることとした大森山自然動物公園構想を見据え、大森山動物園特別会計のあり方を検討する。		
年度別 実施内容	年度		実施内容
	H23	検討	特別会計としての課題抽出を行った。また、大森山公園と同公園内の大森山動物園の両施設を効率的に管理・運営するため、公園課が所掌する大森山動物園に係る事務を大森山動物園に移管し、大森山公園事務所を廃止することとした。
	H24	検討	特別会計とした過去の経緯、現状と課題を踏まえた検討会を園内・部内で開催した。
	H25	準備手続	一般会計部分および大森山動物園会計部分の現状分析を行い、動物園内での方針を検討した。
	H26	実施	部内検討委員会を設置し、方針を決定する。

